

本宮市業務継続計画

～発災後の業務継続に向けて～

平成 28 年 9 月



本宮市

目 次

第1章 業務継続計画の基本的な考え方

1 策定の目的	1
(1) 業務継続計画の意義	1
(2) 非常時優先業務の概念	1
(3) 地域防災計画との関係	2
(4) 計画導入の効果	3
2 本計画の基本方針	3

第2章 業務継続計画の発動と解除

1 発動基準	4
(1) 市長不在及び連絡が取れない場合の意思決定	4
2 解除	4

第3章 前提とする地震と被害想定

1 想定地震	5
2 被害想定	5

第4章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の選定	6
○業務優先区分表	7

第5章 執行体制の確保

1 災害対策本部体制の確保	8
---------------------	---

2 職員の参集	8
(1) 執務時間内に被災した場合	8
(2) 勤務時間外に被災した場合	8

第6章 執務環境の確保

1 庁舎の耐震化と代替施設の確保	10
2 電力・上下水道・食料の確保	10
(1) 電力	10
(2) 上下水道	10
(3) 食料	11
3 通信手段の確保	11
4 情報システム	11

第7章 計画の推進

1 全体的な取り組み	12
2 計画の見直し	12

非常時優先業務一覧表	13
------------------	----

第1章 業務継続計画の基本的な考え方

1 策定の目的

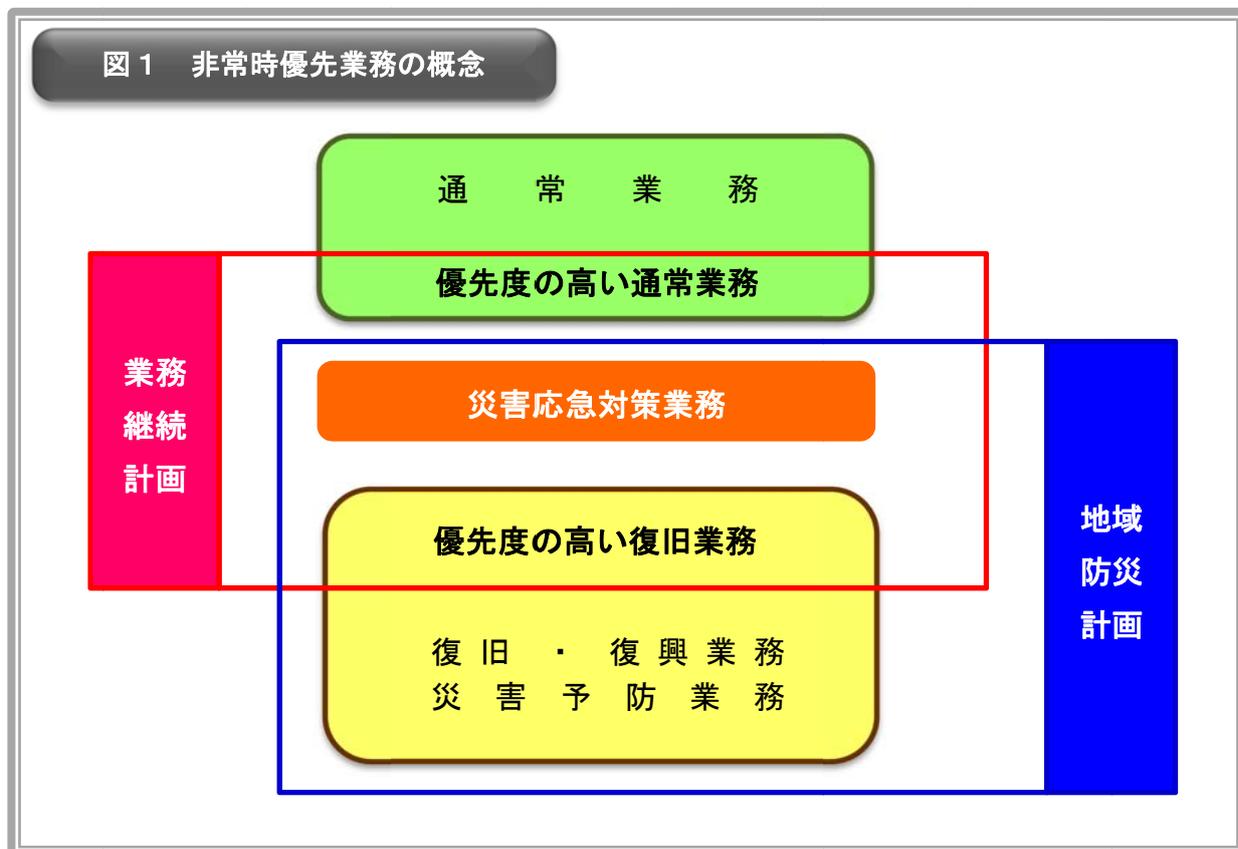
(1) 業務継続計画の意義

業務継続計画とは、災害などの重大な危機事象から、市民の生命・身体・財産を守り、安全・安心を確保するため、庁舎や職員、ライフラインなどが制約された状況下でも市が優先的に実施すべき業務をあらかじめ定め、その遂行に必要な措置を講じておくことを目的とした計画です。

(2) 非常時優先業務の概念

災害発生時には、人（職員）や物（庁舎や資機材等）、情報、ライフライン等の活用できる資源の制約を受けることを前提に、継続すべき業務を「非常時優先業務」として特定しておく必要があります。

本計画で定める「非常時優先業務」は、災害発生時の限られた人員等の資源の中でも、他の業務に優先して継続しなければならない通常業務や、迅速に行わなければならない災害応急・復旧業務とし、その概念は図1のとおりとします。



(3) 地域防災計画との関係

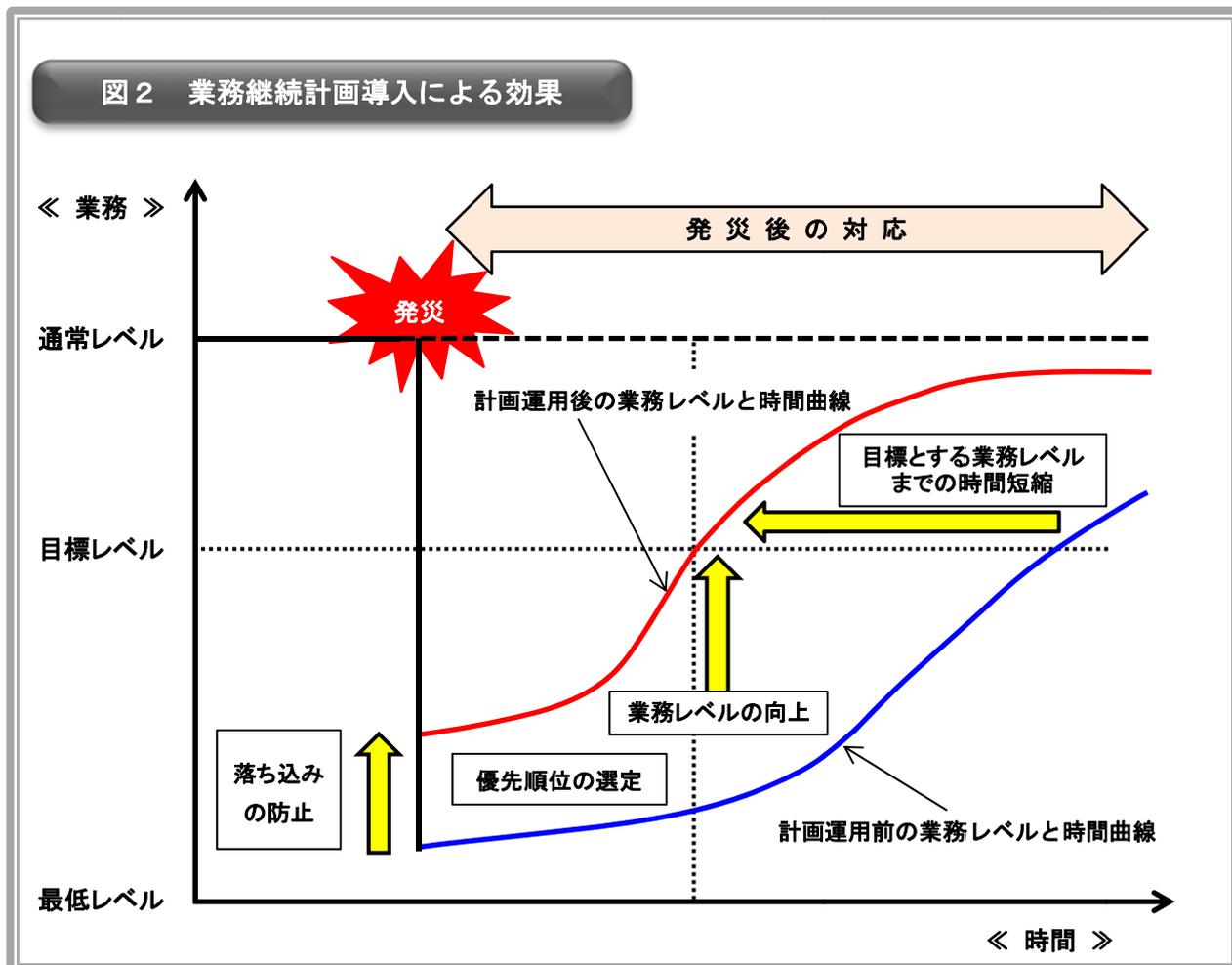
地域防災計画は、災害対策基本法に基づき本宮市防災会議が策定する法定計画であり、市や関係機関等が連携して実施すべき業務を総合的に示すものです。

これに対して、業務継続計画は、災害時に優先的に取り組むべき重要業務を「非常時優先業務」とし、防災計画に掲げる応急業務をはじめ、休止することのできない市の通常業務を特定し、制約された資源を集中的に投入することを明確化しておくことで非常時優先業務遂行の実効性を確保するものです。

	地域防災計画	業務継続計画
計画の位置付け	災害対策基本法第42条に基づき作成する計画	地域防災計画の補完を目的とする市の個別計画
策定組織	本宮市防災会議	本宮市
関係機関	本宮市、福島県、警察、防災関係機関、市民等	本宮市
行政の被災	特に想定はない	庁舎、人、物、情報及びライフラインの被災を想定し、資源の制約があることを前提とする
対象業務	災害対策にかかる業務 ○災害予防業務 ○災害応急対策業務 ○災害復旧・復興業務	非常時優先業務 ○災害応急対策業務 ○優先度の高い復旧業務 ○優先度の高い通常業務
計画期間	発災前～復旧・復興が完了するまで	発災後1ヶ月間

(4) 計画導入の効果

業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずることにより、図2のように業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図ることが可能となります。



2 本計画の基本方針

ア 災害発生時には、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることが市の最大の責務であるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施します。

イ 非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材等を最優先で確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制するなど、非常時優先業務に影響を与えないことを第一に対応します。

ウ 業務継続の優先度が高い通常業務については、災害応急対策業務に支障を与えない範囲で、優先度の高い順に随時、再開することとします。

第2章 業務継続計画の発動と解除

1 発動基準

本宮市地域防災計画の「災害対策本部設置基準」に基づき、市災害対策本部が設置されるとともに、市域及び本市行政機能に甚大な被害が生じた場合において、市本部員会議に集約される各種被害状況などをもとに、市災害対策本部長（市長）が発動の是非について決定するものとします。

（参考）地震時の災害対策本部設置基準

※本宮市地域防災計画より（抜粋）

- ① 震度6以上の地震が発生したとき。
- ② 震度5以下であっても、地域的に災害対策を要する被害が発生し又は発生する恐れがあるとき。
- ③ その他災害等が発生し、その規模から特に対策を要するとき。

（1）市長不在及び連絡が取れない場合の意思決定

重要な意思決定については、万一、発災時に市長が不在及び連絡がとれない場合は、次のとおりの序列をもって意思決定を行うものとします。

上位者不在の場合の順

第1順位	副市長
第2順位	教育長
第3順位	総務部長
第4順位	市長公室長
いずれも困難な場合は、議会出席部長の順	

2 解除

市災害対策本部長は、災害の危険がなくなったとき、また非常時優先業務の進捗状況等に基づき、解除について決定をします。

なお、解除決定がなされる前においても、非常時優先業務の進捗や資源の確保状況等によっては、通常業務（休止業務）を順次再開していくものとします。

第3章 前提とする地震と被害想定

1 想定地震

地震の種類や発生場所は限定せず、本市における東日本大震災と同じ震度6弱の震度を想定します。

また、発生時刻等の条件により、被害や市の業務継続に必要な資源（人、物、情報及びライフライン等）への影響は極めて多岐なものとなるため、本計画では執務時間内の被災と執務時間外の被災という区分で設定します。

2 被害想定

大規模地震の発生時には、建物・交通施設の損傷、電気・水道・ガス・通信等のライフラインの物理的被害のほか、多数の人的被害が予想されますが、本計画では、具体的な地震を想定していないことから、市の業務継続に必要な資源（人、物、情報及びライフライン等）に影響を与える要因として以下の定性的な状況を被害想定とします。

- 大規模地震の影響により、市有施設を含め、多数の建物被害が発生する（特に耐震性の低い建物を中心に）。一部の地域では、液状化による被害も発生する。
- 地震による建物被害等により避難者が多数発生する。
- 道路、鉄道等の損傷により公共交通機関の運行が一定期間停止する。このため、市職員は、発災直後は公共交通機関や自動車を利用した参集が困難となる。
- 電気・水道・ガス・通信等のライフラインが一定期間停止する。

第4章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の選定

休止による市民への影響等を考慮し、1ヶ月以内には再開させておく必要がある作業を選定するものとし、本計画書7ページに掲げる「業務優先区分表」を参考に、当該業務を洗い出し、整理を行いました。

特に、非常時優先業務（通常業務）については、各部署において、あらためて全日常業務を再点検し、各担当業務が長期にわたり休止した場合の影響度等を分析したうえで、候補業務の特定を行いました。

選定にあたっての留意事項

- ① 全業務内容について、長期にわたり休止した場合の影響度を分析したうえで、候補業務の特定を行うこと。
- ② 他部署等との連携が必要となるケースも想定されることから、必要に応じて協議すること。
- ③ 災害発生後においても実施可能かどうかという「可能性」の視点ではなく、市民にとって当該業務が早期に開始される必要があるかどうかという「必要性」の視点から検討すること。
- ④ 非常時優先業務（通常業務）として選定した業務以外の日常業務は、休止業務として発災後、しばらくの間は原則停止するものとする。

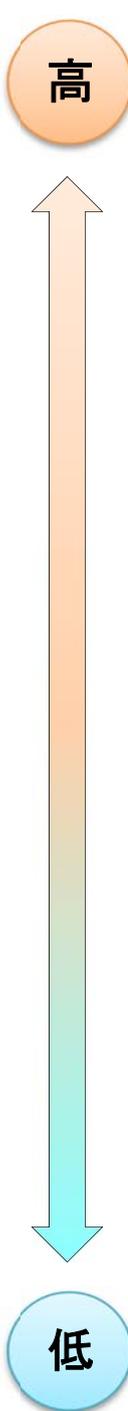
非常時優先業務一覧表

13ページより掲載

本計画策定にあたり検討した結果、非常時優先業務として抽出された業務を一覧表にまとめたものです。

一覧表には、各所属等において検討、抽出した業務の名称、業務概要、業務開始目標時期、1ヶ月以内に最低限実施すべき業務内容などを整理しています。

○業務優先区分表

区分	業 務	内 容	災害時 必要度
非常時 優先 業務	応急対策業務	<p>災害発生時に最優先に行わなければならない業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者の生命・健康・生活・財産に重大な影響がある業務 ○災害時対応のための意思決定に必要な業務 (例) 災害対策本部の設置、避難所の開設など 	 <p>高</p>
	復旧・復興業務 (優先度の高いもの)	<p>災害発生時に優先して行わなければならない業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の生活基盤の回復のため行う業務など (例) 災害相談窓口の設置 災害復旧に伴う財政援助確保 など 	
	優先的通常業務	<p>通常業務のうち、休止することで市民生活等に重大な支障を及ぼす業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の生命・身体・財産を守る業務 ○市の意思決定や法令遵守のために必要な業務 ○その他、休止することで市民生活に重大な影響を及ぼす恐れがある業務など (例) 戸籍事務、住民移動登録事務 各種手当・給付金・貸付金等の支給事務 各種許認可等に関する事務 (1ヶ月程度の休止ができないもの 埋火葬許可など) など 	
休止業務	休止業務	<p>通常業務のうち、非常時優先業務履行のため積極的に休止を検討する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害復興までの間、休止・延期することがやむを得ない業務＝原則的に優先的通常業務以外の通常業務 (例) 職員研修 など 	低

第5章 執行体制の確保

1 災害対策本部体制の確保

災害対策本部の設置基準、組織、職員の動員配備、班体制の運営は、本宮市地域防災計画の定めるところによるものとします。

2 職員の参集

(1) 執務時間内に被災した場合

勤務時間内に大規模な地震が発生した場合、執務内のロッカーやキャビネットの転倒やガラスの飛散等により職員の安全に影響が及ぶおそれがありますが、大部分の職員は被災後も業務への従事が可能であり、非常時優先業務実施に必要な人数は確保できると想定されます。

(2) 執務時間外に被災した場合

勤務時間外に大規模な地震が発生した場合に、各勤務公所に参集可能な職員数を時系列で把握するため、以下の条件にあてはめ、居住地からの通勤距離を基に参集時間と参集職員数を算定した職員参集予測結果は図3のとおりです。

① 対象者

正職員及び再任用職員 270名（平成28年度現在）

② 職員参集数算出の条件

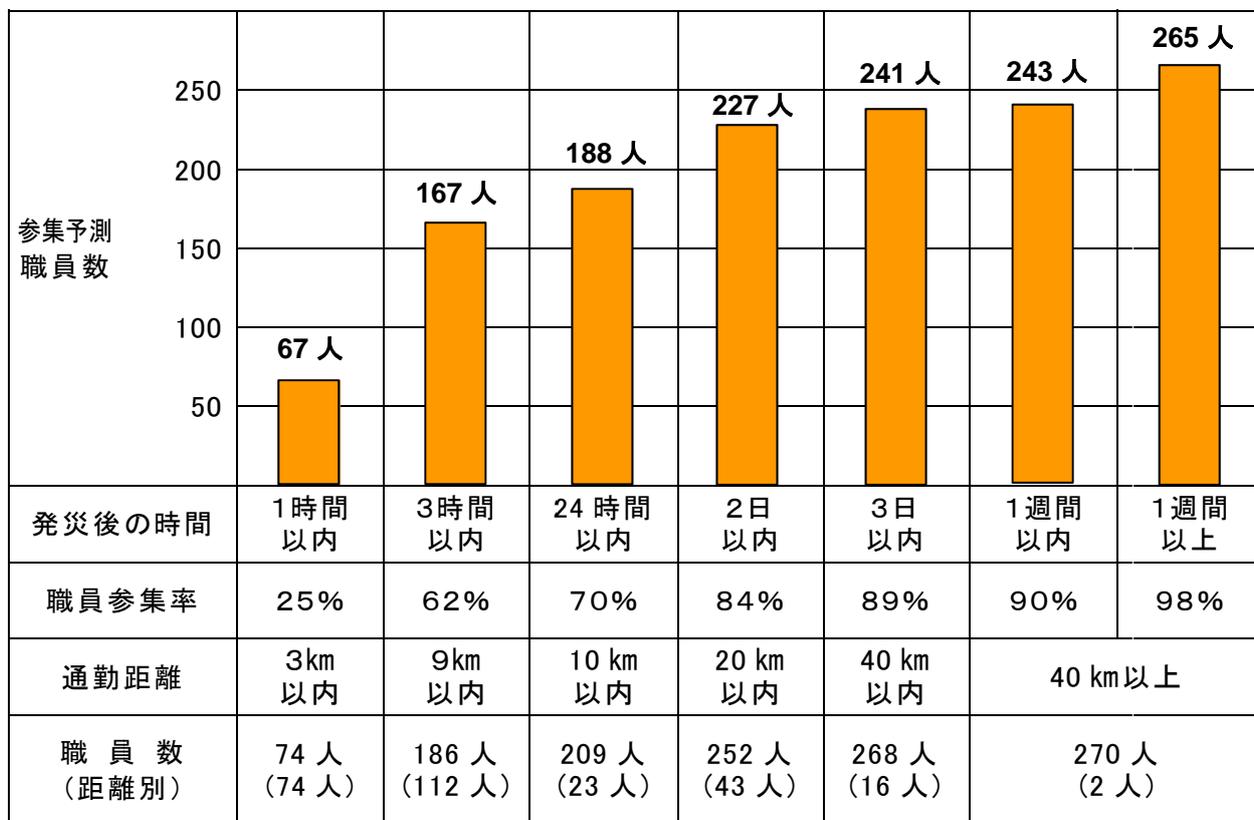
ア 居住地から、徒歩で参集することを想定。ただし、1日の歩行距離の上限は10km以内とする。

家族の安否確認や地域住民の救助等、事象によっては通行困難な道路状況となることから、通常の歩行速度により遅い時速3kmで所要時間を算出する。

イ 遠距離通勤者については、徒歩による参集が困難であることから、各自通勤手段を確保するまでの時間も考慮し、10kmから20kmまでが2日程度、20kmから40kmまでが3日程度と想定する。また、40kmを超える者も1週間程度で参集が可能になるものと想定する。

ウ 職員自身やその家族が直接被害を受け、登庁できないケースを考慮し、発災から1週間までは10%を、その後も2%程度を参集困難者と想定する。

図3 職員参集予測結果



第6章 執務環境の確保

1 庁舎の耐震化と代替施設の確保

本庁は鉄筋コンクリート造で昭和61年度に建築しており、建築基準法で定める基準を満たしていることから、震災時に防災拠点として機能し、全壊・半壊等の被害は発生しないものと考えます。

万一、本庁舎が機能しない状態となった場合、次の施設の中から、当該施設の被災状況に応じた的確な代替施設を選定します。

なお、これらの代替施設は指定避難所となっているため、避難所機能が低下しないよう配慮し確保することとします。

施設名	所在地
本宮第一中学校体育館	本宮字舞台 33
本宮まゆみ小学校体育館	本宮字舞台 1
元気いきいき応援プラザ	本宮字千代田 60-1

※白沢総合支所は、地区本部を設置（本宮市地域防災計画）

2 電力・上下水道・食料の確保

(1) 電力

本庁及び白沢総合支所は、停電により外部からの電力供給がストップした場合、非常用発電を起動します。また、太陽光発電システムによる蓄電池設備（16.8kw）が整っています。

この非常用電源は、災害対策本部の運営や基幹的な情報通信ネットワーク等の維持のための最低限の容量であることから、使用を制限し最低限必要な電力を確保するとともに、災害時応援協定による協力をいただきながら、早期の電力復旧を図ります。

(2) 上下水道

水道施設が被災し断水になった場合は、本庁及び白沢総合支所には受水槽がないため、飲料水の供給が不可能となります。非常時優先業務に従事する職員の飲料水については、使用可能な他の公共施設の飲料水を使用するとともに、災害時応援協定による協力をいただき早期の確保を図ります。

また、トイレ用の雑用水の確保は困難であることから、速やかに仮設トイレ等での対応を図ることとします。

(3) 食料

大規模地震が発生した場合、非常時優先業務を執行する相当数の職員が数日間にわたり庁舎内に留まらなければならない可能性があります。

食料については、職員分の備蓄は行っていませんので、本宮方部学校給食センター等の協力により食料を確保するとともに、災害時応援協定による協力をいただきながら早期の確保を図ります。

3 通信手段の確保

本庁及び白沢総合支所の電話設備は、大部分が庁舎内の交換機を経由してNTT回線と接続されており、この交換機または電話回線の損傷がなければ、非常用電源からの電力供給がある間は使用可能です。

また、災害発生時にNTTの発信規制を受けない「災害時優先電話」を本庁、白沢総合支所とも各2回線設置しています。

さらに、固定電話のほか、衛星携帯電話及び防災行政無線可搬型の移動局による通信手段の確保を図るとともに、災害時応援協定による協力をいただき早期の通信復旧を図ります。

4 情報システム

災害時において、地域住民の安全確保のために継続しなければならない重要な業務を遂行するためには、情報システムの稼働が必要不可欠となっています。

本庁に災害が発生した場合、税・住民情報等の基幹系システムについては、市外のデータセンターで稼働しているため、庁内及び外部とのネットワークに問題がなければ業務継続が可能です。それ以外の情報系システム・ネットワーク機器については、その本体の大部分を、耐震性を考慮した庁舎内のラック内に格納しており、今後もバックアップデータの確保を図ります。

第7章 計画の推進

1 全体的な取り組み

本計画を実効あるものとするため、定期的な点検作業を通じて計画の問題点を洗い出していくとともに、個々の非常時優先業務を実施していくうえで必要な資源（人員、執務環境、電力・上下水道・食料、通信手段等）の確保に向けた課題の解決と対策に、市が一丸となって取り組んでいきます。

2 計画の見直し

本計画は、定期的な点検作業や訓練等を通じて問題点の洗い出しや課題の検討を踏まえ、継続的に改善を行います。

非常時優先業務一覽表

No.	担当部	担当課	業務名	業務の概要	業務を開始する時期									
					1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内		
1	総務部	総務課	市議会及び提出議案に関する こと。	議案取りまとめ/議会の招集告示/議案及び資料の作成/提案理由とりまとめ/一般質問事項作成/答弁資料とりまとめ/議決条例・予算の告示/市議会全員協議会案件とりまとめ/議会への通知/提出資料の確認/議会との連絡調整		○								
2	総務部	総務課	行政委員会との連絡調整に関する こと。	各種行政委員会委員の改選手続き										○
3	総務部	総務課	公印の管守に関する こと。	各種公印の適正な管理/押印文書の使用許可	○									
4	総務部	総務課	文書の收受、配布及び発送に 関すること。	各種郵便物の受付/各課等への配布/各課等発送文書の集約/郵便局への引き渡し/郵便料金の支払い事務など							○			
5	総務部	総務課	文書の保管及び保存に関する こと。	書庫の鍵の管理を行う。		○								
6	総務部	総務課	公告式に関する こと。	条例・規則の公布/規定等の公表/掲示板の管理										○
7	総務部	総務課	条例、規則及び規程等の審査、 制定及び改廃に関する こと。	告示、訓令の審査/法規審査会の運営/制定、改廃のあったものの例規システムへの反映										○
8	総務部	総務課	訴訟、審査請求及び異議申立てに 関すること。	不服申し立て、審査請求の受付										○
9	総務部	総務課	電話交換業務に関する こと。	各課等への電話の取次ぎ、直通電話の集約と解除の切り替え	○									
10	総務部	総務課	職員の人事に関する こと。	服務(勤務・休暇等)事務	○									
11	総務部	総務課	職員の給与に関する こと。	給与・賞与等の支給及び管理事務										○
12	総務部	総務課	職員の福利厚生に関する こと。	職員の健康、医療衛生、慰安、慶弔禍福等事務									○	
13	総務部	総務課	職員の労務管理に関する こと。	職員の勤務における管理・統制		○								
14	総務部	総務課	職員の安全運転管理に関する こと。	公用車使用職員の指定/安全運転講習の企画/事故等報告受理	○									
15	総務部	財政課	予算の編成及び総合調整に関する こと。	財政計画に基づく予算編成							○			
16	総務部	財政課	予算の配当及び執行管理に関する こと。	適正な予算執行の管理									○	
17	総務部	財政課	市債の発行及び管理に関する こと。	市債の発行及び管理										○
18	総務部	財政課	一時借入金に関する こと。	一時的な現金不足に対応するための借入を行う。										○
19	総務部	財政課	工事請負の入札及び契約に関する こと(他の課等の所管に属するものを除く。)	財政課執行の工事の入札及び契約に関する事務。										○

1ヵ月以内に最低限、実施すべき業務等の内容	業務の再開が遅れた場合の影響	関係機関
議会と連絡調整を行い、必要に応じて議会全員協議会に報告する。また、年4回の定例会の開催準備若しくは開催中又は開催後の告示等を行う。	議会との情報共有が図られないことによる混乱し、被害の態様、程度、災害応急対策の実施状況など情報が錯綜する。	議会事務局
各種行政委員会の委員の改選時期を管理し、議会の承認等が必要な職にあつては、議案を提案する。	任期切れにより、在職者がいなくなることにより行政委員会の会議が開催できず、災害対策の決定ができないことが考えられる。	固定資産評価審査委員会 教育委員会委員 監査委員 農業委員
公印は、災害時であっても市長名で発送する文書で押印が必要な文書があり、災害時であっても早急に対応しなければならない。	契約書や請求書、通知文など災害時に必要な文書もあり、応急対策業務などに支障がでる場合が考えられる。	各課
重要な通信手段であり、緊急性の高い重要文書の收受・発送も発災直後から見込まれることから、早期の回復を目指す。福島県、郵便局との連携・調整を行う。	国・県等関係機関からの指示・伝達などが滞ることとなり、災害応急業務などに影響を及ぼすおそれがある。また、本市の意思の伝達機能も低下することとなる。	各課、福島県、郵便事業(株)
災害応急業務等に必要書類の持ち出しを行う。	各課で災害応急対策に必要な書類が持ち出されないことで、支障がでることが考えられる。	各課
議会の条例制定又は改廃の議決を受けたものの公布。地方自治法に基づき、議長から送付を受けた場合は、20日以内に公布しなければならない。	公布しなければならないとなっていることから、可否の余地はないものと考えられる。	各課
早期に制定が必要なものについては、各課等から合議される例規について、形式や語句の審査を行う。	災害応急対策に必要な例規整備が遅れ、災害応急対策に支障が生じる。	各課、法規審査会
審査請求の受付／行政不服審査会への諮問	標準処理期間内に裁決書を出すよう努めなければならないが、審査請求を行った者から催促を受けることとなる。	行政不服審査会
できるだけ早期に電話の交換業務を再開する。	情報収集、関係機関との連絡調整ができなくなる。	
緊急時の職員の勤務管理を行う。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	各課
職員に対する給与支払い事務を行う。	職員及びその家族の経済面に影響が出る。	各課
災害時の職員の健康管理や医療面でのケアを行う。	職員の身心に悪影響が出るが考えられる。	各課
従事時間などの管理を行うとともに、食糧、簡易トイレ、毛布などの確保及び配給を行う。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	各課
公用車使用職員の事故等報告の受理	職員の不利益となる可能性がある。	各課、警察署
災害に係る初期対応予算の確保	財源確保(裏付け)が遅れると災害対応に支障が生じる。	各課
災害対応を優先するため、現有予算の凍結及び執行停止	現有予算を凍結しないと、災害対応の予算が捻出できない可能性がある。	各課
市債の発行または償還の時期に災害が発生した場合は、業務を優先しなければならない。	市債の発行ができなかった場合は財源不足となり、また償還できない場合は債務不履行となる。	国、県、金融機関
災害対応の執行により、一時的に現金不足となるおそれがある。	現金不足により債務不履行となる。	債権者
災害復旧関連の工事の入札及び契約	災害復旧関連工事の発注が遅れる。	各課、業者

No.	担当部	担当課	業務名	業務の概要	業務を開始する時期									
					1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内		
20	総務部	財政課	工事に関する委託業務(設計、測量、試験及び調査を含む。)の入札及び契約に関すること(他の課等の所管に属するものを除く。)	財政課執行の工事に関する業務委託の入札及び契約に関する事務										○
21	総務部	財政課	物品(燃料を含む。)の購入に関すること(他の課等の所管に属するものを除く。)	財政課執行の物品の入札及び契約に関する事務										○
22	総務部	財政課	本宮市入札参加資格等審査委員会に関すること。	月2回の本宮市入札参加資格等審査委員会を開催する。										○
23	総務部	施設管理課	公用車両の総括管理に関すること。	集中管理車の運行調整、車両状態の管理。	○									
24	総務部	施設管理課	市有財産等の損害保険に関すること。	市有財産(建物、車両等)の損害保険の加入、請求事務。							○			
25	総務部	施設管理課	高度情報化の推進に関すること。	市所有の光ケーブルの管理及び敷設計画の策定、執行。	○									
26	総務部	施設管理課	情報セキュリティに関すること。	外部からの攻撃による情報漏えい防止や被害発生時の対策、意図しない内部の情報漏えいを防ぐ対策を計画、運用する。	○									
27	総務部	施設管理課	庁内及び広域行政等の行政情報ネットワークに関すること。	基幹系、情報系の光ケーブルを含むネットワークの管理。	○									
28	総務部	施設管理課	情報処理システム及びOA機器の総括管理に関すること。	一般事務のPC・サーバ等の機器の調達計画及び実施。	○									
29	総務部	施設管理課	他部署における市有建築物、附属施設、構造物等の調査及び改修(修繕)並びに建築の技術支援に関すること。	他部署における市有建築物、附属施設、構造物等の調査及び改修(修繕)並びに建築の技術支援、助言を行う。									○	
30	総務部	施設管理課	公共施設修理及び施設保守業務に関すること。	公共施設修理及び施設保守業務/公共施設等総合管理計画の施行管理				○						
31	総務部	施設管理課	本庁舎管理に関すること。	本庁舎の修繕等の適正管理	○									
32	総務部	施設管理課	本庁舎の防火管理に関すること。	本庁舎の防火管理/避難訓練実施。	○									
33	市長公室	政策推進課	他自治体との交流に関すること。	埼玉県上尾市や全国へそのまち協議会加盟市町村との、市民交流、観光物産交流など広く交流を図り、また災害などの相互支援を行う。							○			
34	市長公室	秘書広報課	市長及び副市長の秘書に関すること。	本部長、副本部長の日程調整・管理	○									
35	市長公室	秘書広報課	庁議及び部長等会議に関すること。	庁議及び部長等会議の開催	○									
36	市長公室	秘書広報課	褒章、表彰及び名誉市民に関すること。	市民表彰・叙勲関連事務										○
37	市長公室	秘書広報課	市政の広報・広聴に関すること。	市民からの情報収集、意見・提案の受付		○								
38	市長公室	秘書広報課	市ホームページに関すること。	市公式ホームページの管理、運用、保守		○								
39	市長公室	秘書広報課	防災行政無線の運用に関すること。	防災行政無線の運用	○									

1ヵ月以内に最低限、実施すべき業務等の内容	業務の再開が遅れた場合の影響	関係機関
災害復旧関連の工事に関する業務委託の入札及び契約	災害復旧関連の工事に関する業務委託の発注が遅れる。	各課、業者
災害復旧関連の物品の入札及び契約	災害復旧関連の物品の発注が遅れる。	各課、業者
災害復旧関連の入札に関する本宮市入札参加資格等審査委員会を開催する。	災害復旧関連の発注が遅れる。	各課、業者
業務車両の燃料確保	災害応急対策に影響が生じる。	
損害発生時に被害状況を保険請求事務として報告する必要がある。	被害補償が遅れる。	保険引受団体
ネットワーク疎通の確保	災害時は、重要な情報収集に係るインフラであり、ライフラインの確保ができない。	光ケーブル保守会社
災害に乗じての攻撃等の検知及び対策を福島県、総務省と連絡を取りながら行う。	安全な状態の確保ができなくなるおそれがある。	各課、システムベンダー、福島県、総務省
情報通信のためのネットワークの確保を通信業者と連携し行う。	災害応急対応に影響がある。	ベンダー
災害対応事務に必要な機器を確保調達する。	機器に被害があった場合は災害応急対応事務に支障がでる。	各課、ベンダー
他部門における市有建築物、付属施設及び構造物の損害状況について、調査確認を行う。	被害発生時に修理・修繕が遅れ、使用再開が遅れることが考えられる。	各課
庁舎施設の損害状況からその修繕方法について検討する。	災害応急対策拠点となるため影響がある。	
庁舎施設の損害状況及びその安全性を確認する。	災害応急対策拠点となるため影響がある。	
庁舎施設の火災状況について調査を行う。	災害応急対策拠点となるため影響がある。	各課、管轄消防署
災害支援などの連絡・調整	交流自治体からの災害支援が遅れる。	埼玉県上尾市、全国へそのまち協議会加盟市町村
市長は災害対策本部長であり、災害対策本部の速やかな設置と関係機関との連絡調整のためにも最優先	初期対応の遅れが懸念される。	
災害対策本部の速やかな設置と関係機関との連絡調整のためにも最優先	初期対応の遅れが懸念される。	
叙勲関連事務	災害時に叙勲発令があった場合の対応が遅れる。	
市民からの意見・提案を受けるために提案箱、メール等の確認を行う。	情報収集、発信が遅延することにより、情報が錯綜し、市民生活に混乱が生じる。	各課 NTT サーバ保守事業者
緊急性の高い情報をお知らせするため、早期の回復を目指す。ネットワークの確認及びサーバの状態の確認。	情報収集、発信が遅延することにより、情報が錯綜し、市民生活に混乱が生じる。	各課 NTT サーバ保守事業者
緊急性の高い情報をお知らせするため、早期の回復を目指す。	情報発信が遅延する。	

No.	担当部	担当課	業務名	業務の概要	業務を開始する時期									
					1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内		
40	市長公室	秘書広報課	報道機関との連絡調整に関すること。	報道機関との連絡調整	○									
41	市長公室	秘書広報課	国・県の広報広聴に関すること。	国・県の広報広聴事務								○		
42	市長公室	秘書広報課	要望、請願、陳情その他苦情等に関すること(処理は該当する部課等においてそれぞれ行う。)	要望、請願、陳情等の受付、担当部課への回付			○							
43	市長公室	秘書広報課	市広報紙、市勢要覧及び刊行物の編集並びに発行に関すること。	広報もとみや等の取材、編集、発行事務								○		
44	市長公室	秘書広報課	行政相談に関すること。	行政相談委員による行政相談会の開催										○
45	市民部	市民課	戸籍に関すること。	戸籍届の受付、記載、審査、戸籍等の交付							○			
46	市民部	市民課	住民登録及び外国人登録に関すること。	住民異動届の受付、異動処理、住民票の写しの交付							○			
47	市民部	市民課	印鑑登録に関すること。	印鑑登録、印鑑登録証明書の交付							○			
48	市民部	市民課	住民異動に伴う関係機関への通知に関すること。	住民異動に伴う関係機関への通知								○		
49	市民部	市民課	公的個人認証に関すること。	電子証明書の申請・更新の受付、発行							○			
50	市民部	市民課	身分事項に関すること。	身分事項証明に係る受付、交付							○			
51	市民部	市民課	人口動態調査に関すること。	戸籍届による出生、死亡、婚姻、離婚及び死産件数調査										○
52	市民部	市民課	相続税法(昭和25年法律第73号)第58条第1項の規定による通知に関すること。	死亡届等による相続税法第58条に関する手続き										○
53	市民部	市民課	原動機付自転車・小型特殊自動車の標識の交付等に関すること。	原動機付自転車・小型特殊自動車の標識の交付									○	
54	市民部	市民課	自動車の臨時運行に関すること。	自動車の臨時運行許可証の交付									○	
55	市民部	市民課	税等の証明の受付及び交付に関すること。	税等の証明の受付、交付							○			
56	市民部	市民課	埋葬、火葬及び改葬の許可に関すること。	埋葬、火葬及び改葬の許可							○			
57	市民部	市民課	諸証明(他の部課等の所管に関するものを除く。)に関すること。	諸証明の交付									○	
58	市民部	市民課	在外選挙人名簿に関すること。	在外選挙人名簿の登録										○
59	市民部	市民課	死産届に関すること。	死産届の受付							○			

1ヵ月以内に最低限、実施すべき業務等の内容	業務の再開が遅れた場合の影響	関係機関
緊急性の高い情報をお知らせするため、早期の回復を目指す。	情報発信が遅延する。	
国、県の緊急性の高い情報をお知らせするため、早期の回復を目指す。	情報発信が遅延する。	
緊急性の高い要望等への対応が必要	緊急性の高い要望等への対応の遅れが懸念される。	
情報発信のため取材・編集・発行を早期に行い、市民との情報共有を図る。	情報収集、発信が遅延することにより、情報が錯綜し、市民生活に混乱が生じる。	各課 印刷事業者
緊急性の高い相談への対応が必要	緊急性の高い相談への対応の遅れが懸念される。	
戸籍届の受付／記載／審査	証明書等の交付ができない。	市民福祉課、法務局
住民異動届の受付／異動処理	証明書等の交付ができない。	市民福祉課、県
印鑑登録	証明書等の交付ができない。	市民福祉課
関係機関への通知	居住関係の情報管理が困難となる。	市民福祉課
電子証明書の受付／更新	証明書等の交付ができない。	
身分事項証明書の受付	証明書等の交付ができない。	
戸籍届による出生、死亡、婚姻、離婚及び死産件数調査	期眼までに報告できない。	県、厚生労働省
死亡届等による相続税法第58条に関する手続き	期眼までに報告できない。	税務課、税務署
原動機付自転車・小型特殊自動車の標識の交付	原動機付自転車・小型特殊自動車の登録ができない。	税務課
自動車の臨時運行許可証の交付	車の車検、登録ができない。	市民福祉課
税等の証明の受付	証明書等の交付ができない。	税務課
埋葬、火葬の許可	埋葬、火葬ができない。	安達地方広域行政組合
諸証明の交付	諸証明の交付ができない。	
在外選挙人名簿の登録	選挙人名簿が作成できない。	選挙管理委員会、外務省
死産届の受付	証明書等の交付ができない。	市民福祉課

No.	担当部	担当課	業務名	業務の概要	業務を開始する時期								
					1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内	
60	市民部	市民課	水道の開閉栓の受付に関する こと。	水道の開閉栓の受付							○		
61	市民部	市民課	出張所に関する こと。	岩根出張所の委託等事務									○
62	市民部	市民課	総合案内に関する こと。	市役所総合案内業務									○
63	市民部	市民課	国民年金に関する こと。	国民年金資格の取得喪失等の届出について の受理、進達及び保険料の免除、若年者 納付猶予、学生納付特例の申請受理、進 達、老齢・障害・遺族基礎年金等の請求に ついての受理、進達など法定受託事務								○	
64	市民部	市民課	国民健康保険事業の運営に関 すること。	被保険者への負担となる国民健康保険税 率の適正化と、給付の面での医療費の適正 化の均衡を考慮しつつ、安定、かつ効率的 な運営事務								○	
65	市民部	市民課	後期高齢者医療に関する こと。	75歳以上の後期高齢者と、65～74歳のう ち一定の障がいのある方を対象とした医療 に関する事務									○
66	市民部	市民課	戸籍、改正原戸籍、除籍の謄、 抄本の交付に関する こと。	岩根出張所での戸籍等謄抄本の交付									○
67	市民部	市民課	住民票の写しの交付に関する こと。	岩根出張所での住民票の写しの交付									○
68	市民部	市民課	印鑑登録証明書の交付に関す ること。	岩根出張所での印鑑登録証明書の交付									○
69	市民部	市民課	その他連絡調整に関する こと。	岩根出張所との連絡等調整									○
70	市民部	税務課	税制に関する こと。	市税等の税制改正の検討を行う事務									○
71	市民部	税務課	市民税(個人県民税を含む。)、 軽自動車税、市たばこ税、入湯 税及び鉱産税に関する こと。	市県民税・軽自動車税・市たばこ税等の賦 課・更正を行う業務								○	
72	市民部	税務課	国民健康保険税の賦課に関す ること。	国民健康保険税の賦課・更正等を行う事務								○	
73	市民部	税務課	国税及び県税に関する こと。	所得税・消費税・不動産取得税等の課税に ついて、国税庁・福島県等と連携を図る事 務								○	
74	市民部	税務課	固定資産の評価及び賦課に関 すること。	固定資産税の賦課・更正を行う業務								○	
75	市民部	税務課	地籍情報管理システムの維持 管理に関する こと。	地籍情報の管理により効果的かつ適正に固 定資産税の賦課を図る。				○					
76	市民部	税務課	市税の徴収及び収納に関す ること。	賦課決定した税を納期に基づき徴収し、適 正に管理する。								○	
77	市民部	税務課	市税の滞納整理及び滞納処分 に関する こと。	督促状の送付、未納のお知らせ、納付交 渉、催告書の送付、滞納処分								○	
78	市民部	税務課	税及び使用料等の収納徴収に 関すること。	賦課決定した税等を納期に基づき徴収し、 適正に管理する。								○	
79	市民部	税務課	税の諸証明に関する こと。	納税証明等住民サービスのための自治事 務の一種として行う。							○		

1ヵ月以内に最低限、実施すべき業務等の内容	業務の再開が遅れた場合の影響	関係機関
水道の開閉栓の受付	水道の開閉栓ができない。	上下水道課
岩根出張所の委託	証明書等の交付ができない。	岩根出張所
市役所総合案内	災害応急対策に影響があることが考えられる。	各課
会計事務／各種届出に関する事務	各種届出の受理に支障をきたす。	厚生労働省 東北福島年金事務所
資格手続き事務／資格確認事務／会計事務／給付事務	各種届出の受理・支払いに支障をきたす。	福島県
医療事務／会計事務／給付事務	各種届出の受理・支払いに支障をきたす。	福島県後期高齢者医療広域連合
戸籍等謄抄本の交付	証明書等の交付ができない。	岩根出張所
住民票の写しの交付	証明書等の交付ができない。	岩根出張所
印鑑登録証明書の交付	証明書等の交付ができない。	岩根出張所
連絡等調整	証明書等の交付ができない。	岩根出張所
市税等の賦課を行う根拠となるもので、災害関連の国税等の改正が見込まれることから、国や福島県との連携を図り、税制改正に対する情報収集を行う。	災害関連に伴う税制改正の変更に影響があることが考えられる。	福島県
市税等の賦課を行う業務であり、また当初賦課後の税額の更正が常に発生するため、速やかな事務実施体制の回復を目指し、国・県との情報連携を図る。	当初課税の遅れや、その後の税額更正に影響が発生することが考えられる。	国税庁・福島県・軽自動車検査協会
国民健康保険税の賦課を行う業務であり、また当初賦課後の税額の更正が常に発生するため、速やかな事務実施体制の回復を目指し、国・県との情報連携を図る。	当初課税の遅れや、その後の税額更正に影響が発生することが考えられる。	福島県
国・県等の賦課・更正に対する課税情報の提供や、災害発生に伴う、国・県等の税制改正が考えられることから、関係機関との連絡調整を密に行い、また、住民に対して国・県税に関する適切な情報発信を行う。	国・県等の賦課・更正に対する課税情報の提供が遅れることで、市民への適正課税に妨げが発生することが考えられる。	国税庁・福島県
固定資産税の賦課を行う業務であり、速やかな事務実施体制の回復を図る。	当初課税の遅れや、その後の税額更正に影響が発生することが考えられる。	福島県
システムの早期復旧を図ることにより、被災地の確認及び所有者の特定等、速やかな情報収集に努める。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	各課
納期に基づき徴収を実施し、その情報を基に消し込み作業を実施する。	適正な納期内納付が実施できないことにより、納税者等が各種サービスが受けられなくなる可能性がある。	各課
納期限までに徴収金を完納しない場合には、納期限20日以内に督促状を送付する。	法的に滞納処分の執行が不可能となる。	各課
納期に基づき徴収を実施し、その情報を基に消し込み作業を実施する。	適正な納期内納付が実施できないことにより、納税者等が各種サービスが受けられなくなる可能性がある。	各課
システムの早期復旧を図ることにより、正確な各種証明を発行する。	各関係機関に提出が遅れることにより、納税者が各種サービスが受けられなくなる可能性がある。	各課

No.	担当部	担当課	業務名	業務の概要	業務を開始する時期									
					1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内		
80	市民部	税務課	県民税の送納に関すること。	市県民税として徴収した県民税相当額を県に送金する。										○
81	市民部	生活環境課	行政区長及び行政連絡員並びに行政区の連絡調整に関すること。	行政区内の連絡調整をされている行政区長及び行政連絡員に対しての通知業務。							○			
82	市民部	生活環境課	回覧等の配布に関すること。	月2回の広報及び回覧配布で本宮・高木地区、本宮の大字地区、白岩地区他、和田地区他の4ブロックを4人で配布(シルバー人材センター委託業務)。										○
83	市民部	生活環境課	公共交通対策に関すること。	イクタンタクシー、市街地巡回バス、通勤・通学バス、広域バスの運行し、日常的な交通手段の確保を図る事業者へ財政的支援を行う。										○
84	市民部	生活環境課	市民生活バス・多目的交通に関すること。	市民の目的地への移動を容易にするなど、日常的な交通手段の確保を図る。運行事業者へ財政的支援を行う。										○
85	市民部	生活環境課	廃棄物の処理及び清掃に関すること。	一般廃棄物の収集運搬と処理。(ゴミとし尿)							○			
86	市民部	生活環境課	循環型社会の形成に関すること。	ごみの資源化・減量化のため集団資源回収を支援する。								○		
87	市民部	生活環境課	地球温暖化防止、省資源、省エネルギーに関すること。	再生エネ普及のため太陽光発電設置者に補助金を交付する。 地球温暖化防止のための計画策定、啓発を行う。								○		
88	市民部	生活環境課	公害(油流出)に関すること。	油が流出し河川に流れ出る恐れがある場合、関係機関に連絡し、流出防止を図る。	○									
89	市民部	生活環境課	公害(PM2.5)に関すること。	PM2.5による大気汚染の恐れがある場合、市民に対し広報活動を行う。	○									
90	市民部	生活環境課	狂犬病予防(野犬捕獲)に関すること。	野犬出没の通報を受け、捕獲する。	○									
91	市民部	生活環境課	環境衛生(不法投棄)に関すること。	ゴミの不法投棄の通報を受け、調査・回収する。							○			
92	市民部	生活環境課	環境衛生(苦情処理)に関すること。	生活環境に関する苦情等の通報を受け、事象に応じ現場対応等をする。			○							
93	市民部	防災対策課	防災会議及び災害対策本部の運営に関すること。	防災会議の開催事務、災害対策本部の運営事務	○									
94	市民部	防災対策課	消防及び水防に関すること。	消防団との連絡調整、消防団運営補助事務、消防本部との連絡調整、排水ポンプ(仮設)の稼働、水門の管理事務、消防車両・小型ポンプ・救助資機材の維持管理、水防関係資機材の維持管理、福島県消防協会本宮支部の運営、女性消防協力隊の運営事務	○									
95	市民部	防災対策課	防災施設の管理に関すること。	消火栓の維持管理、防火水槽の維持管理、消防屯所・車庫・ポンプ小屋の維持管理、地域防災センターの維持管理事務	○									
96	市民部	防災対策課	災害救助及び罹災救助に関すること。	災害救助(避難所の設置・運営、応急仮設住宅の供与、炊出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具給与、被災者の救出、被災した住宅の応急修理、生業に必要な資金、機具又は資料の給与又は貸与、学用品の給与、埋葬)の調整、被災住宅等の被害認定調査、罹災証明の発行、生活再建支援金の受付申達事務	○									

1ヵ月以内に最低限、実施すべき業務等の内容	業務の再開が遅れた場合の影響	関係機関
毎月指定日までに県に送金する。	県への送金事務が遅滞する。	福島県
災害時の被災状況や危険箇所等の情報を収集する。	被災者の救援や災害応急事務に悪影響を及ぼすおそれがある。	各行政区
広報及び回覧配布は通信手段であり、緊急性の高い文書発送もあるので早期回復を目指す。	災害時緊急性の高い文書は、行政区へ早急に周知しないと情報の混乱が懸念される。	各行政区
重要な交通手段であり、緊急性が高いことから、早期の回復を目指す。	交通弱者の生活に影響が広がるおそれがある。	運行業者
重要な交通手段であり、緊急性が高いことから、早期の回復を目指す。	交通弱者の生活に影響が広がるおそれがある。	運行業者
一般家庭ごみの収集・運搬とし尿の収集運搬。	一般家庭内にごみが溢れ、悪臭・害虫・鼠の発生による周辺環境の悪化のおそれがある。	福島県、安達地方広域行政組合、一般廃棄物収集運搬許可業者
資源回収推進報償金交付申請の受付。	団体への報償費支給の遅延による影響がある。	
太陽光発電システム設置費補助金交付申請の受付。	設置者への補助金支給の遅延による影響がある。	
油が流出を関係機関に連絡し、流出防止を図る。	河川の油による汚染が拡大するおそれがある。	国土交通省、福島県、消防署、警察署
PM2.5による大気汚染の危険を、市民へ広報活動を行う。	市民の健康被害が発生するおそれがある。	福島県、消防署、警察署、FM放送局
野犬の捕獲。	野犬の噛みつき等による人への危害を加えるおそれがある。	福島県
不法投棄物の、調査・回収。	周辺環境汚染が広がるおそれがある。	福島県、警察署
生活環境に関する苦情等に、事象に応じ現場対応等をする。	市民との信頼関係の崩壊と事象によっては健康被害が発生するおそれがある。	福島県、警察署
災害対策本部の運営事務	災害対策業務そのものであり、災害対策業務全般に多大な支障が生じる。	
消防団との連絡調整、消防本部との連絡調整、排水ポンプ(仮設)の稼働、水門の管理事務、消防車両・小型ポンプ・救助資機材の維持管理、水防関係資機材の維持管理、女性消防協力隊の運営事務	災害対策業務そのものであり、災害対策業務全般に多大な支障が生じる。	
消火栓の維持管理、防火水槽の維持管理、消防屯所・車庫・ポンプ小屋の維持管理、地域防災センターの維持管理事務	災害対策業務全般に支障が生じる。	
災害救助(避難所の設置・運営、応急仮設住宅の供与、炊出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具給与、被災者の救出、被災した住宅の応急修理、生業に必要な資金、機具又は資料の給与又は貸与、学用品の給与、埋葬)の調整、被災住宅等の被害認定調査、罹災証明の発行、生活再建支援金の受付申達事務	被災した市民への生活支援全般に多大な支障が生じる。	

No.	担当部	担当課	業務名	業務の概要	業務を開始する時期									
					1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内		
97	市民部	防災対策課	防災行政無線の維持管理に関すること。	防災行政無線(移動系・同報系)の維持管理、戸別受信機の貸出し、FMコミュニティ割込み放送の維持管理、J-ALERT装置の維持管理、福島県総合情報システムの維持管理、福島県事務連絡システムの維持管理事務	○									
98	市民部	防災対策課	国民保護協議会及び緊急対処事態対策本部の運営に関すること。	国民保護協議会の開催事務、緊急対処事態対策本部の運営、安否情報システムでの報告事務	○									
99	市民部	防災対策課	交通安全対策及び普及啓発に関すること。	交通事故防止に向けた普及、啓発										○
100	市民部	防災対策課	電気及び通信(ライフライン)に関すること。	災害時の停電等発生時、関係企業(東北電力(株)等)との復旧に関する連絡調整		○								
101	市民部	防災対策課	市民交通災害共済に関すること。	会員の募集、見舞金の支出等						○				
102	市民部	防災対策課	防犯に関すること。	警察署と連携し、市民の生命、身体及び財産の保護、各種犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持を図る。										○
103	市民部	防災対策課	消費生活の相談及び啓発に関すること。	相談窓口の設置、消費生活に係る資料の収集及び情報の提供事務										○
104	保健福祉部	社会福祉課	民生委員・児童委員及び主任児童委員の総括に関すること。	一人暮らし及び高齢者等の把握		○								
105	保健福祉部	社会福祉課	障がい者福祉に関すること。	障がい者の相談、指導、援護業務全般						○				
106	保健福祉部	社会福祉課	社会福祉法人本宮市社会福祉協議会に関すること。	被災者等に対する支援の調整						○				
107	保健福祉部	社会福祉課	行路病人及び行路死亡人に関すること。	行路病人が帰来先へ近づけるよう鉄道乗車券を支給して援護する。また、行路死亡人が身元不明等の場合に葬祭を行う。	○									
108	保健福祉部	社会福祉課	日本赤十字社に関すること。	被災者に対する支援の調整		○								
109	保健福祉部	社会福祉課	罹災者の援護に関すること。	罹災者に対する援護の調整									○	
110	保健福祉部	社会福祉課	社会福祉団体に関すること。	被災者に対する支援の調整									○	
111	保健福祉部	社会福祉課	DV防止に関すること。	DV者の保護等						○				
112	保健福祉部	社会福祉課	生活保護の窓口に関すること。	要保護者の医療券発行等をする。生活に困窮する方の相談を受ける。							○			
113	保健福祉部	社会福祉課	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める援護、育成又は更生の措置に関すること。	身体障がい者の手帳交付関係、相談、指導、援護の業務全般						○				
114	保健福祉部	社会福祉課	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に定める保護の措置に関すること。	知的障がい者の手帳交付関係、相談、指導、援護の業務全般						○				
115	保健福祉部	社会福祉課	重度心身障がい者医療費助成業務	対象者に対する医療費の助成									○	

1ヵ月以内に最低限、実施すべき業務等の内容	業務の再開が遅れた場合の影響	関係機関
防災行政無線(移動系・同報系)の維持管理、戸別受信機の貸出し、FMコミュニティ割込み放送の維持管理、J-ALERT装置の維持管理、福島県総合情報システムの維持管理、福島県事務連絡システムの維持管理事務	災害対策業務全般(特に市民への防災情報提供)に多大な支障が生じる。	
国民保護協議会の開催事務、緊急対処事態対策本部の運営、安否情報システムでの報告事務	災害対策業務全般に支障が生じる。	
小中学生等の通学路で迂回路等が発生した場合の交通安全推進団体への連絡等。	交通事故の発生が増加する可能性がある。	
停電等発生箇所及び復旧時期の確認等の連絡調整	市民の生活全般及び、市民への対応に多大な支障が生じる。	
会員(会費納入)と見舞金請求の受付業務は、年内を通じて行っており、来庁すれば応じている。なお、他市で災害が発生し、当市へ避難している場合は、県市長会からの依頼を当市でも受付する場合もある。	請求者への見舞金支給が遅れ、不便を生じさせる。	
警察署と連携し、市民の生命、身体及び財産の保護、各種犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持を図る。	各種犯罪の発生が増加する可能性がある。	
相談窓口の設置、消費生活に係る資料の収集及び情報の提供事務	相談者の生活に不安を与えるおそれがある。	福島県消費生活センター、防災対策課
一人暮らし及び高齢者等の安否確認等	生命、身体に影響を及ぼすおそれがある。	高齢福祉課、社協
災害後の応急対応等に係る指導、相談を直ちに再開する必要がある。	障がい者の生命、身体に影響を及ぼすおそれがある。	障害者支援施設等の各事業所、医療機関、社会福祉協議会、福島県、福祉事務所、児童相談所、障がい者総合福祉センター、精神保健センター
被災者に対する支援等	被災者の生活困窮が発生するおそれがある。	社協
身元不明の行路死亡人の葬祭に関する手続き	行路病人の帰来に影響を及ぼすおそれがある。	JR本宮駅、福島県、葬祭関係業者
被災者に対する物資等の支援	生命、身体に影響を及ぼすおそれがある。	日赤奉仕団
罹災者に対する支援	生命、身体に影響を及ぼすおそれがある。	防災対策課
被災者に対する支援	生命、身体に影響を及ぼすおそれがある。	社会福祉団体
DV者の保護及び法的支援	生命、身体に影響を及ぼすおそれがある。	警察署、福島県、女性センター
要保護者の医療券発行をする。生活に困窮する方の相談窓口の開設と相談受付をする。	要保護者の通院に支障が出る。生活保護の申請及び決定が遅れる。	病院、薬局、社会福祉協議会等
災害後の応急対応等に係る指導、相談を直ちに再開する必要がある。	身体障がい者の生命、身体に影響を及ぼすおそれがある。	障害者支援施設等の各事業所、医療機関、社会福祉協議会、福島県、福祉事務所、児童相談所、障がい者総合福祉センター、精神保健センター
災害後の応急対応等に係る指導、相談を直ちに再開する必要がある。	知的障がい者の生命、身体に影響を及ぼすおそれがある。	障害者支援施設等の各事業所、医療機関、社会福祉協議会、福島県、福祉事務所、児童相談所、障がい者総合福祉センター、精神保健センター
特に受給者証の紛失などに伴う再発行申請の増加が想定されるため、早期の対応に努める。	受診時の混乱が予測され、また給付が長期にわたり滞った場合には対象者に経済的負担を強いることとなる。	各医療機関

No.	担当部	担当課	業務名	業務の概要	業務を開始する時期								
					1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内	
116	保健福祉部	社会福祉課	補装具、日常生活用具給付業務	障がい者への補装具、日常生活用具の給付								○	
117	保健福祉部	社会福祉課	精神障がい者福祉に関する業務	精神障がい者の自立支援(精神通院)及び手帳関係書類の進達事務、相談、指導、援護の業務全般					○				
118	保健福祉部	高齢福祉課	高齢者福祉に関する総合的な企画及び調整に関すること。	地域福祉計画や障がい者プランなど関連計画との調和連携をはじめ、地域づくりなどの多岐の分野に関わっているため、関係部署との連携を基に計画の円滑な推進を図る。									○
119	保健福祉部	高齢福祉課	高齢者福祉施設に関すること。	「老人デイサービスセンター」、「老人福祉センター」等の利用周知と施設の維持管理								○	
120	保健福祉部	高齢福祉課	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく措置、援護及び更正に関すること。	養護者がいない、または、養護者があっても養護させることが不相当であると認められる場合、入所判定委員会を得て養護老人ホームに措置入所。					○				
121	保健福祉部	高齢福祉課	高齢者福祉の施策に関すること。	高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い保健医療・福祉サービスを受けるため、在宅福祉の充実と介護保険制度を確立。								○	
122	保健福祉部	高齢福祉課	介護保険の資格管理に関すること。	被保険者証の再発行／受給資格証の発行／異動管理業務等							○		
123	保健福祉部	高齢福祉課	要介護認定及び要支援認定に関すること。	訪問調査／主治医意見書依頼／介護認定審査会運営／訪問調査の委託契約、依頼、請求事務等							○		
124	保健福祉部	高齢福祉課	介護保険の給付に関すること。	福祉用具の支給／住宅改修の支給／高額介護サービス費の支給							○		
125	保健福祉部	高齢福祉課	地域包括支援センターに関すること。	高齢者の実態把握／高齢者の介護・相談／関係機関との調整業務	○								
126	保健福祉部	子ども福祉課	家庭児童相談員に関すること。	相談員による育児や子育て世帯に関する相談、指導、援助					○				
127	保健福祉部	子ども福祉課	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく措置及び援護に関すること。	虐待通報に関する措置、関係機関と連携し援護活動								○	
128	保健福祉部	子ども福祉課	児童手当に関すること。	児童手当・特例給付の交付								○	
129	保健福祉部	子ども福祉課	児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。	児童扶養手当及び特別児童扶養手当の交付								○	
130	保健福祉部	子ども福祉課	乳幼児医療費助成及び子ども医療費助成に関すること。	乳幼児～高校生相当児童の医療費の一部助成							○		
131	保健福祉部	子ども福祉課	ひとり親家庭医療費に関すること。	ひとり親の医療費の一部助成							○		
132	保健福祉部	子ども福祉課	ひとり親家庭等の援護に関すること。	ひとり親の相談、母子・父子福祉資金貸付、ハローワークと共同で就労相談等									○
133	保健福祉部	子ども福祉課	児童公園の整備及び管理運営に関すること。	児童公園遊具の修繕、公園内樹木の剪定や砂利敷き等環境整備									○
134	保健福祉部	保健課	地域医療の促進に関すること。	医師歯科医師会・南達保健福祉事業連絡会、病院群輪番制(日曜・祭日当番医)				○					

1ヵ月以内に最低限、実施すべき業務等の内容	業務の再開が遅れた場合の影響	関係機関
補装具、日常生活用具等の確保に関する連絡調整を数日以内に再開する必要がある。	補装具、日常生活用具の不足により、障がい者の健康状態に影響を及ぼすおそれがある。	補装具、日常生活用具販売業者、身体障害者総合福祉センター
災害後の応急対応等に係る指導、相談を直ちに再開する必要がある。	身体障がい者の生命、身体に影響を及ぼすおそれがある。	障害者支援施設等の各事業所、医療機関、社会福祉協議会、福島県、福祉事務所、児童相談所、障がい者総合福祉センター、精神保健センター
福祉計画及び防災計画に基づく、関係部署との連絡調整	災害応急対策に影響があることが考えられる。	
施設入所及び通所者の安否確認と施設の状況把握と早期措置対応	施設通所者等のケアに大きな影響を及ぼす。	
養護施設との連絡調整を行い、措置入所者等の安否確認を行う。	措置入所者へのケアに大きな影響を及ぼす。	福島県、養護老人施設
高齢者への対応を優先に、地域包括支援センターや地元民生児童委員との連携を図り、保健・医療・福祉サービスの確保を行う。	高齢者のケアに大きな影響を及ぼす。	
窓口対応業務であることから、問い合わせに対し対応できる体制を確保する。 避難先等の市町村からの問い合わせに対し対応できる体制を確保する。	介護サービス利用者の状況把握を含め、避難先の市町村からの問い合わせに対し、支障をきたすおそれがある。	市民課・市民福祉課
要介護認定の申請に対し、判定ができる体制を確保する。	介護サービスが不可欠な介護認定者の身体状況の悪化が懸念される。	認定審査会、訪問調査委託事業者
通常の支給決定ができる体制を確立する。	サービス提供事業者の運営が滞る危険性がある。また、現物支給利用者及び介護者の不安、負担が増す。	介護保険事業者
地域包括支援センターと市が連携し、高齢者の実態把握に努める。介護者保険事業者との連携・調整を行い、介護認定者がサービスを利用できる体制を確保する。	介護認定者の身体状況の悪化が懸念される。また、利用者の介護不安や負担が増すおそれがある。	福祉関係各課、福島県、介護保険事業者
要保護児童の所在及び状況確認	適切なアドバイスがないため、要保護児童の養育環境が悪化するおそれがある。	幼保学校課、市内教育施設、民生児童委員
児童の虐待や非行防止活動を児童相談所や教育機関、民生児童委員等と連携し実施する。	援護活動ができないことにより、児童の健全育成に重篤な支障が発生する危険がある。	保健課、幼保学校課、福島県、民生児童委員
手当の申請処理、口座振込及び諸届の処理を行う。	手当の支給が遅延すると、対象者に経済的な負担を強いることとなる。	会計課、市内金融機関
各手当の申請処理、口座振込及び諸届の処理を行う。	手当の支給が遅延すると、対象者に経済的な負担を強いることとなる。	会計課、市内金融機関
子ども医療費受給資格証の交付、助成金の申請受付を行う。	資格証の交付がされないと医療機関で負担金を請求されるため、経済的な負担を強いることとなる。	福島県、市内医療機関、国保連合会、社保支払基金
ひとり親医療費受給者証の交付、助成金の申請受付を行う。	受給者証の交付がされないと医療機関で負担金を請求されるため、経済的な負担を強いることとなる。	福島県、市内医療機関
ひとり親の家庭に必要な援助について相談を行う。	家庭での保育と災害復旧の同時進行により、ひとり親の負担が大きくなる。	保健課、福島県
市有財産の損害程度について状況確認し、安全な遊び場を提供できるか判断する。	子どもの行動が制限されるため心身の成長に弊害が予想され情緒が安定しないおそれあり。	施設管理課、建設課
医師会とは災害時協定中での対応と広域組合が医師会と診察可能医療機関の調査結果を市民に広報する。	医療体制整備は市民の心身の健康管理が図れない。	防災対策課 医師会

No.	担当部	担当課	業務名	業務の概要	業務を開始する時期								
					1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内	
135	保健福祉部	保健課	母子保健に関すること。	母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、乳幼児健診・各種訪問・相談・指導。障害児支援相談、養育医療給付、特定不妊治療助成								○	
136	保健福祉部	保健課	精神保健に関すること。	精神障害者社会復帰事業運営及び相談・訪問・関係機関との連携。自殺・うつ対策								○	
137	保健福祉部	保健課	感染症対策に関すること。	予防接種事業(任意・定期)、感染症蔓延予防に関する市民への周知。							○		
138	保健福祉部	保健課	各種健康相談に関すること。	訪問・個別・集団での相談を実施する。難病関連相談窓口。							○		
139	保健福祉部	えぼか	市民元気いきいき応援プラザの管理運営に関すること。	子育て支援、健康増進、多世代交流の拠点施設として、子どもからお年寄りまでが安心安全、快適に利用できるための適切な運営を行う。								○	
140	産業部	商工観光課	商工業振興に関すること。	商工業者へ対する支援全般								○	
141	産業部	商工観光課	中小企業金融施策に関すること。	本宮市経営合理化資金に係る事務、中小企業者に対する各種認定事務								○	
142	産業部	商工観光課	雇用対策に関すること。	ハローワーク求人情報の発行、各種セミナー等の広報、就職相談会の実施									○
143	産業部	商工観光課	勤労者福祉に関すること。	本宮市勤労者互助会の運営に係る事務、勤労者福祉に関する制度の広報									○
144	産業部	商工観光課	労働行政に関すること。	各種法令・制度の広報、各種セミナーの広報									○
145	産業部	商工観光課	立地企業への支援に関すること。	新增設や企業活動上での要望等に関する対応補助金等の紹介			○						
146	産業部	商工観光課	工業等団地に関すること。	土地開発公社への支払い事務									○
147	産業部	商工観光課	工場立地法(昭和34年法律第24号)に関すること。	製造業等が新增設を行った場合の申請書受付業務 未提出企業への勸奨業務									○
148	産業部	農政課	農業振興の企画及び調整に関すること。	農業行政を円滑に推進するための企画立案、関係機関への連絡調整、普及促進等									○
149	産業部	農政課	水田農業の振興に関すること。	経営所得安定対策の推進、農地保全に寄与する事業の推進									○
150	産業部	農政課	畜産業の振興に関すること。	畜産業者に対する各種支援、本宮市堆肥センターの運営等							○		
151	産業部	農政課	環境保全型農業推進に関すること。	エコファーマーの推進、国の環境保全型農業関連事業の執行									○
152	産業部	農政課	農業災害及び病虫害防除に関すること。	農作物の被害対応、カメムシ等の病虫害防除支援事業他						○			
153	産業部	農政課	農業委員会との連絡調整に関すること。	農振除外や農用地利用調整に係る農業委員会との連絡調整									○
154	産業部	農政課	農地災害に関すること。	天災による農地災害の復旧を図る。	○								

1ヵ月以内に最低限、実施すべき業務等の内容	業務の再開が遅れた場合の影響	関係機関
母子手帳の交付及び必要な方には保健指導。生後間もない乳児の発育等に関する相談業務は再開し、育児不安の軽減を図る。障がい児をもつ家庭の相談。	異常の早期発見が遅れるおそれがあり、また、育児不安が強い母親のストレスがたまり、虐待の要因となりがねない。	
障害者の相談。	要援護者として不安が強いとストレスがたまり健康状態に影響を及ぼす。	社会福祉課
県北保健福祉事務所を經由して感染症の流行状況を確認し、蔓延を予防すべく予防対策を市民に周知する。	感染症が蔓延すると市民の健康が危ぶまれる	福島県
関係機関と連携し、要援護者を訪問し、不安軽減を図る。	要援護者として不安が強いとストレスがたまり健康状態に影響を及ぼす。	社会福祉課
施設の被害状況、及び設備確認を行い、業務を再開することを目指す。(ただし、地域住民の災害時の避難場所として使用される場合は、状況により判断する。)	利用者も多いことから、日中の活動場所が失われ健康状態や生活に影響が生じるおそれがある。(避難場所となる場合は、避難生活の場の確保に支障が生じるおそれがある。)	各課、シルバー人材センター
市内商工業者の被害状況の確認、復旧に係る補助金等の紹介	商工業者の撤退や廃業のおそれがある。	国、福島県、商工会、金融機関
中小企業者に対する各種認定事務、復旧に係る融資制度の周知	中小企業者の資金繰りが悪化するおそれがある。	国、福島県、商工会、金融機関
求人情報の発行、雇用不安等に対する相談会の開催	失業者が増加し、市民生活に支障をきたすおそれがある。	国、福島県、ハローワーク
住宅被害等に対する見舞金等の支給事務	見舞金の支給が遅れる。	県民共済会
雇用不安等に対する相談会の開催	失業者が増加し、市民生活に支障をきたすおそれがある。	国、福島県、ハローワーク
立地企業の被害状況調査、施設復旧にかかる補助等の紹介	立地企業の撤退	国、福島県
年度末の借入金の支払い	遅延金の発生	土地開発公社
受付した申請書の県への通知	県への通知遅延	福島県
被害状況に応じて国県から調査及び支援事業の取り組み指示がなされることが推測される。	農業者が国の臨時的支援事業を活用できなくなる。	東北農政局、福島県
国より時期に応じて取組み集約や実績等を国から求められることから、一概に休止期間を決められない。	期限を厳守しないと交付金取消し等の生産者の不利益が生じる。	福島県、東北農政局、JA
家畜の生命に直接的に関わるもの、周辺地域の衛生保持に寄与する事業。	生産者の資産喪失、家畜糞尿等による周辺地域の環境悪化。	福島県、堆肥生産組合
国より時期に応じて取組み集約や実績等を国から求められることから、一概に休止期間を決められない。	期限を厳守しないと交付金取消し等の生産者の不利益が生じる。	福島県、JA
災害に係る被害状況調査、県への報告。	農業者が国の臨時的支援事業を活用できなくなる。	福島県、JA
各種許認可業務	許認可等に関わる業務は申請者の不利益に関わる可能性があるため必要に応じた対応が必要。	農業委員会、福島県
被災状況調査、災害査定準備	災害応急対策に影響があることが考えられる。	福島県

No.	担当部	担当課	業務名	業務の概要	業務を開始する時期								
					1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内	
155	産業部	農政課	農業水利(ため池を含む。)に関すること。	水利関係機関との連絡調整		○							
156	産業部	農政課	農林水産施設(農道及び林道を含む。)の整備、維持管理及び災害復旧に関すること。	農林業施設整備事業の計画策定及び推進及び天災による農林業施設災害の復旧を図る。	○								
157	産業部	農政課	伐採届及び小規模林地開発に関すること。	森林法に基づく届出の対応									○
158	産業部	農政課	土地改良事業に関すること。	各種土地改良事業の実施や関係機関との連絡調整		○							
159	産業部	農政課	土地改良組合等との連絡調整に関すること。	土地改良区等関係機関の健全な運営に係る支援		○							
160	産業部	農政課	有害鳥獣対策に関すること。	有害鳥獣被害対応									○
161	建設部	建設課	道路、水路及び橋りょうの境界の確認に関すること。	道路や法定外公共物について、境界立会及び境界確定を行い、確定箇所証明書の発行事務									○
162	建設部	建設課	道路、水路及び橋りょうの占用許可に関すること。	道路占用にかかる許可事務								○	
163	建設部	建設課	道路、水路、橋りょう及び河川の新設、改良等に関すること。	道水路の新設工事、改良工事事務									○
164	建設部	建設課	道路、水路、橋りょう及び河川の防災対策及び災害復旧に関すること。	道水路等の危険箇所の防災対策及び災害時の被災箇所の把握、復旧(仮復旧)工事事務	○								
165	建設部	建設課	道路法(昭和27年法律第180号)等の協議、申請等に係る技術的審査に関すること。	道路法第24条・32条に基づく道路にかかる工事の協議や許可及び承認事務							○		
166	建設部	建設課	除雪に関すること。	除雪業務の委託及び実施事務	○								
167	建設部	建設課	治水対策に関すること。	洪水や土砂災害に備えた事務	○								
168	建設部	建設課	がけ地及び急傾斜地に関すること。	がけ地及び急傾斜地に指定された箇所の点検パトロール事務	○								
169	建設部	建設課	都市公園の管理及び維持修繕にすること。	公園の維持管理にかかる各業務委託及び施設の修繕事務									○
170	建設部	建設課	建築基準法(昭和25年法律第201号)等に関すること。	建築基準法に関する相談及び進達事務							○		
171	建設部	建設課	建築行政の相談に関すること。	建築関係にかかる相談事務								○	
172	建設部	建設課	市営住宅の施策及び管理修繕に関すること。	市営住宅の入退去及び故障にかかる修繕事務									○
173	建設部	建設課	市営住宅及び部内の施設の営繕に関すること。	市営住宅等の営繕事務									○
174	建設部	まちづくり推進課	都市緑化の推進(文化財保護に関する植物及び森林緑化を除く。)に関すること。	緑化条例に基づく指導及び生けがき助成に関する事務									○

1ヵ月以内に最低限、実施すべき業務等の内容	業務の再開が遅れた場合の影響	関係機関
被害拡大防止に係る連絡及び協力依頼等	災害応急対策に影響があることが考えられる。	土地改良区、水利組合
被災状況調査、災害査定準備	災害応急対策に影響があることが考えられる。	福島県
各種許認可業務	許認可等に関わる業務は申請者の不利益に関わる可能性があるため必要に応じた対応が必要。	福島県
関係機関との連絡調整	災害応急対策に影響があることが考えられる。	福島県、土地改良区
被害拡大防止に係る連絡及び協力依頼等	災害応急対策に影響があることが考えられる。	土地改良区、水利組合
被害調査、捕獲隊等連絡調整	鳥獣による農作物被害の拡大	福島県、有害鳥獣捕獲隊
道路や法定外公共物の境界確定及び証明書の発行事務	申請者の事業に遅れが出る。	
道路占用にかかる審査及び許可事務	申請者の事業に遅れが出る。	
道水路の新設工事、改良工事事務	当年度に予定している工事等の遅れ。	
災害時の被災箇所把握、復旧(仮復旧)工事事務	被災後の道路等の復旧が遅れが出る。	
道路法第24条・32条に基づく道路にかかる工事の協議や許可及び承認事務	申請者の事業に遅れが出る。	
除雪業務の委託及び実施事務	大雪で除雪が遅れると、市民の生活に影響する。	
大雨時の冠水箇所の対策(通行止含む)	被害の拡大が予想される。	
がけ地及び急傾斜地に指定された箇所の点検パトロール	被害発見が遅れると、被害の拡大が予想される。	
公園の維持管理にかかる各業務委託及び施設の修繕事務	修繕等が遅れると公園の利用が一部制限する可能性がある。	
建築基準法に関する相談及び進達事務	申請者の事業に遅れが出る。	
建築関係にかかる相談事務	申請者の事業に遅れが出る。	
市営住宅の入退去及び故障にかかる修繕事務	修繕等が遅れると市営住宅入居者の生活に影響が出る。	
市営住宅等の営繕事務	修繕等が遅れると市営住宅入居者の生活に影響が出る。	
事業者の緑化計画に対する指導及び完成届の確認等を行う。	緑化条例指導の指導及び確認が遅れることにより経済活動に支障が生じる。	

No.	担当部	担当課	業務名	業務の概要	業務を開始する時期												
					1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内					
175	建設部	まちづくり推進課	開発行為に関すること。	開発行為の指導及び進達に関する事務													○
176	建設部	まちづくり推進課	都市景観に関すること。	県景観条例に基づく届出及び指導に関する事務													○
177	建設部	まちづくり推進課	屋外広告物に関すること。	県屋外広告物条例に基づく許可等に関する事務													○
178	建設部	上下水道課	予算、決算、出納及び会計事務に関すること。	予算、決算及び日常の出納に関する会計事務												○	
179	建設部	上下水道課	契約に関すること。	施設の維持管理に関する委託業務と小額工事の請負に関する指名通知、入札、契約事務												○	
180	建設部	上下水道課	下水道受益者負担金に関すること。	下水道計画区域住民への受益者負担金制度の説明、排水区域の公告、賦課対象区域の決定、負担金の賦課及び徴収												○	
181	建設部	上下水道課	使用料に関すること。	使用料の調定事務・収納事務、納付書の送付、使用料の減免申請の受付、決定通知の送付												○	
182	建設部	上下水道課	給・排水設備工事指定店に関すること。	設備工事指定店(新規・更新)申請の受付、工事指定店証の交付及び責任技術者の登録・取り消しに関する事務													○
183	建設部	上下水道課	流域下水道に係る事務に関すること。	流域下水道建設負担金・維持管理負担金に関する協議と支払い													○
184	建設部	上下水道課	農業集落排水加入金及び使用料に関すること。	新たに農業集落排水施設へ接続する方から負担金を徴収、使用料の調定事務・徴収事務の委託、納付書の送付、使用料の減免申請の受付、決定通知の送付												○	
185	建設部	上下水道課	水道・下水道事業の全体計画等に関すること。	全体区域、認可区域の決定・変更の作業及び申請手続き													○
186	建設部	上下水道課	上下水道施設の設計、施工及び維持管理に関すること。	上下水道施設の設計と工事監督、施設の維持管理業務の委託とその監督業務		○											
187	建設部	上下水道課	水洗化普及促進に関すること。	広報紙や防災無線、ホームページを活用した水洗化の促進、融資あっせん利子補給制度の周知と手続き事務												○	
188	建設部	上下水道課	浄化槽に関すること。	浄化槽設置補助金、維持管理補助金申請の受付、決定、交付事務、浄化槽台帳の管理、													○
189	建設部	上下水道課	給・排水設備工事に関すること。	給・排水設備工事申請の受付、確認、竣工検査												○	
190	建設部	上下水道課	上下水道施設の点検、被害調査及び応急復旧に関すること。	主要施設の被害状況を把握し、被害施設の復旧計画を作成し、これの基づき復旧工事にあたる。	○												
191	建設部	上下水道課	応急給水活動に関すること。	給水機能が停止し、復旧に時間を要する場合、給水所等において飲料水の供給を行う。	○												
192	会計管理者	会計課	収入管理に関すること。	市税、補助金等の収入消込業務												○	
193	会計管理者	会計課	支出負担行為の確認に関すること。	物品等の購入、工事契約締結等に係る負担行為確認事務												○	
194	会計管理者	会計課	支出命令の審査に関すること。	物品等の購入、工事請負代金等の支出に係る審査事務												○	

1ヵ月以内に最低限、実施すべき業務等の内容	業務の再開が遅れた場合の影響	関係機関
事業者の開発行為に係る指導及び県への進達を行う。	県の事務執行との整合性がとれなくなり、混乱が生じる。住民の経済活動に支障が生じる。	関係各課、福島県
景観計画区域内における行為の届出書に対して回答する。	景観計画区域内における行為の届出に対する回答が遅れることにより経済活動に支障が生じる。	福島県
屋外広告物の新規・更新・変更等の申請に対して許可を行う。	屋外広告物の新規、更新、変更等に対する許可が遅れる。	
期限が定められている会計処理	規則に反する。	会計課、債権者
上下水道施設の維持管理等の業務	施設の維持管理が滞り、漏水や汚水流出、浸水被害のおそれがある。	
負担金の賦課、納付書の送付	規則に反し、納付書送付が遅延する。	福島情報処理センター、受益者
料金調正、納付書の送付	規則に反し、納付書送付が遅延する。	使用者
設備工事指定店証の交付	工事指定店となるまで、市内の給・排水設備工事が出来ない。	設備工事指定店申請者
時期にもよるが、覚書や同意書などの契約行為、建設負担金や維持管理負担金の支払い	負担金の支払いが滞る。	県中流域下水道建設事務所
負担金の賦課、料金調定、納付書の送付	規則に反し、納付書送付が遅延する。	使用者
認可等の申請	認可になるまで計画する整備工事(補助事業)が出来ない。	福島県知事
上下水道施設の維持管理	施設の故障による流出事故等のおそれがある。	
時期にもよるが、金融機関への利子支払い	期限内の支払いが出来ない。	
届出の受付、審査、補助金の支払い。	支払いの遅延	申請者
給・排水設備工事の承認	給・排水設備工事に着手できない。	設備工事指定店
主要施設の被害状況を把握し、被害施設の復旧計画を作成し、これに基づき復旧工事にあたる。	漏水事故等による二次災害のおそれがある。	警察署、消防署、関係各課
給水機能が停止し、復旧に時間を要する場合、給水所等において飲料水の供給を行う。	断水区域内の飲料水の確保ができない。	使用者
財務会計システムの修復後、収入消込業務を速やかに行う。	市税、補助金等の収入確認が困難となる。	関係各課
財務会計システムの修復後、支出負担行為の確認業務を速やかに行う。	支出負担行為の確認が行えないため、各種事務事業の執行が停滞する。	関係各課
財務会計システムの修復後、支出に係る審査事務を速やかに行う。	物品等の購入代金、工事請負代金等の支出が滞る。	関係各課、債権者

No.	担当部	担当課	業務名	業務の概要	業務を開始する時期									
					1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内		
195	会計管理者	会計課	決算の調製に関すること。	決算書調製事務									○	
196	会計管理者	会計課	指定金融機関等の連絡調整に関すること。	指定金融機関及び収納代理金融機関との連絡調整事務	○									
197	会計管理者	会計課	現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納及び保管に関すること。	現金の出納及び保管事務						○				
198	会計管理者	会計課	物品の出納及び保管に関すること。	各種物品の受入、払出しなどの事務						○				
199	会計管理者	会計課	有価証券及び担保品の出納保管に関すること。	有価証券、出資金・出損金証書などの保管事務						○				
200	会計管理者	会計課	現金及び財産の記録管理に関すること。	各種基金、公有財産等の記録保管事務						○				
201	会計管理者	会計課	小切手の振出しに関すること。	支払事務に係る小切手振出し事務						○				
202	会計管理者	会計課	出納員及び分任出納員との連絡調整に関すること。	収納事務等に関する出納員及び分任出納員との連絡調整事務	○									
203	会計管理者	会計課	災害義援金の受付口座開設	口座の開設									○	
204	会計管理者	会計課	災害対策経費の経理	応急対策経費の出納									○	
205	会計管理者	会計課	災害見舞金の出納管理	災害見舞金の出納										○
206	白沢総合支所	地域振興課	公印の管守に関すること。	公印の保守・管理事務						○				
207	白沢総合支所	地域振興課	文書等の收受、配布、発送、編集及び保管に関すること。	各種郵便物の受付、各課等への配布、各課等発送文書の集約、郵便局への引き渡し、郵便料金の支払い事務								○		
208	白沢総合支所	地域振興課	総合支所建設関連事業及び周辺環境整備に関すること。	支所周辺の道路・公園・屋外ステーション等の整備工事										○
209	白沢総合支所	地域振興課	総合支所庁舎の管理に関すること。	総合支所庁舎施設の維持管理事務	○									
210	白沢総合支所	地域振興課	総合支所公用車両の管理に関すること。	総合支所公用車両の維持管理事務	○									
211	白沢総合支所	地域振興課	総合支所の備品及び物品の管理に関すること。	総合支所備品及び物品の維持管理事務	○									
212	白沢総合支所	地域振興課	総合支所の情報システム等の保守及び管理に関すること。	総合支所情報システム等の維持管理事務	○									
213	白沢総合支所	地域振興課	市民相談に関すること。	市民から寄せられたご意見等を関係各課に連絡し、対応を回答する連絡調整事務						○				
214	白沢総合支所	地域振興課	行政区との連絡調整に関すること。	行政連絡ノート及び補助金交付申請等による行政区長との連絡調整事務						○				

1ヵ月以内に最低限、実施すべき業務等の内容	業務の再開が遅れた場合の影響	関係機関
財務会計システムの修復後、決算書調製事務を速やかに行う。	9月定例議会における決算審査が困難となる。	関係各課
指定金融機関及び収納代理金融機関等の被災状況確認し、業務継続に向けて調整を行う。	市税等の収納業務が停滞する。	指定金融機関及び収納代理金融機関
現金等の保管場所の被災状況を確認し、保管不能な場合は、新たな保管場所を確保する。	現金等の保管が困難となる。	関係各課
各種物品の現在高を再確認し、速やかに各種物品等の受入・払出業務を行う。	各種物品の受入、払出し業務が停滞する。	関係各課
有価証券、出資金・出損金証書などの現在高を確認し、破損があれば関係課に連絡し、修復を行う。	有価証券、出資金・出損金証書などの保管業務が停滞する。	関係各課
財務会計システムの修復後、各種基金、公有財産等の記録保管事務を速やかに行う。	各種基金、公有財産等の記録保管事務が停滞する。	
財務会計システムの修復後、支払い事務に係る小切手振出事務を速やかに行う。	支払事務に係る小切手振出事務が停滞する。	
被災状況を確認し、関係各課における収納事務の可否を判断する。	市税、使用料等の収納事務が停滞する。	関係各課
災害義援金の口座開設を速やかに行い、義援金の受け入れ態勢を整備する。	災害義援金の受け入れが困難となる。	福島県、社会福祉課
災害対策経費の速やかな出納処理を行う。	支払いが遅延し、債権者の資金運用に影響が出る。	関係各課、債権者
被災者に対し災害見舞金を支給する。	被災者の生活支援が遅れが生じる。	福島県、社会福祉課
緊急性の高い公文書への押印等の発生も予想されることから、早期の回復を目指す。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	支所各課、
重要な通信手段であり、緊急性の高い重要文書の收受・発送も発災直後から見込まれることから、早期の回復を目指す。福島県、郵便局との連携・調整を行う。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	支所各課、福島県、郵便局
工事個所の安全点検、休工中看板の設置、国・県への工事遅延の連絡	工事が遅れ、地域住民に不便をかけることが考えられる。	産業建設課、施設管理課、福島県、県北建設事務所
災害対策本部としての機能を維持するため、電源の確保や冷暖房設備を確保し、早期の回復を目指す。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	各課、福島県、東北電力
被害調査等に即出動できるよう早期の回復を目指す。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	支所各課、福島県、
災害時に必要な電話・FAX等の早期回復を目指す。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	各課、福島県、NTT
情報伝達手段として、情報システム等の早期回復を目指す。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	各課、FIC、NTT、福島県、
市民からの連絡・相談等への対応ができるよう早期回復を目指す。	市民生活に影響が出ることも考えられる。	各課
行政区長からの連絡・通報等への対応ができるよう早期回復を目指す。	市民生活に影響が出ることも考えられる。	各課

No.	担当部	担当課	業務名	業務の概要	業務を開始する時期								
					1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内	
215	白沢総合支所	地域振興課	広報広聴に関すること。	広報もとみや及び防災行政無線での広報活動事務							○		
216	白沢総合支所	地域振興課	白岩コミュニティセンターに関すること。	白岩コミュニティセンターの維持管理事務								○	
217	白沢総合支所	地域振興課	税及び税外収入の収納徴収に関すること。	市税及び各種使用料の収納及び徴収事務									○
218	白沢総合支所	地域振興課	税の相談及び所得申告の相談に関すること。	市税の納付相談及び所得税・住民税の確定申告事務									○
219	白沢総合支所	地域振興課	税の証明及び公簿等の閲覧に関すること。	市税関係の証明書発行及び公簿閲覧事務									○
220	白沢総合支所	地域振興課	税に係る各種届出の受付に関すること。	市税関係の各種届出の受付事務									○
221	白沢総合支所	地域振興課	その他税務事務の本庁との連絡調整に関すること。	その他税務関連事項の本庁との連絡調整事務									○
222	白沢総合支所	地域振興課	総合支所の地籍情報システム等の管理に関すること。	支所の地籍情報システム等の維持管理事務								○	
223	白沢総合支所	地域振興課	浪江町の支援に関する総合調整に関すること。	復興公営住宅入居者募集事務及び浪江町の被災者支援に関する総合調整事務					○				
224	白沢総合支所	地域振興課	浪江町及び福島県との連絡調整に関すること。	被災者支援に関する浪江町及び福島県との連絡調整事務					○				
225	白沢総合支所	地域振興課	チームの庶務に関すること。	繰替支弁金の請求事務及び浪江町支援チームの庶務に関する事務								○	
226	白沢総合支所	市民福祉課	戸籍届書の受付及び証明書の交付に関すること。	戸籍届出書の受付・審査を行う。						○			
227	白沢総合支所	市民福祉課	住民登録及び証明書の交付に関すること。	住民異動届出書の受付・審査及び住民票への記載を行う。						○			
228	白沢総合支所	市民福祉課	印鑑登録及び証明書の交付に関すること。	印鑑登録者の本人確認。印鑑登録原票作成及び印鑑登録証の交付等を行う。						○			
229	白沢総合支所	市民福祉課	身分証明(犯歴事項を除く。)に関すること。	身分証明書の発行を行う。						○			
230	白沢総合支所	市民福祉課	埋葬、火葬及び改葬の許可に関すること。	埋葬、火葬及び改葬許可証の発行を行う。						○			
231	白沢総合支所	市民福祉課	国民年金に係る受付及び相談に関すること。	国民年金の加入、喪失手続き。国民年金受給に関する相談を行う。								○	
232	白沢総合支所	市民福祉課	国民健康保険被保険者の資格得喪及び国民健康保険の給付の受付に関すること。	国民健康保険の加入、喪失手続き。被保険者証の発行等を行う。								○	
233	白沢総合支所	市民福祉課	後期高齢者医療被保険者の加入脱退及び後期高齢者医療の給付の受付に関すること。	後期高齢者医療保険の加入、喪失手続き。被保険者証の発行及び給付の受け付けを行う。								○	
234	白沢総合支所	市民福祉課	原動機付自転車・小型特殊自動車の標識の交付等に関すること。	原動機付自転車・小型特殊自動車の標識の交付									○

1ヵ月以内に最低限、実施すべき業務等の内容	業務の再開が遅れた場合の影響	関係機関
記録写真の撮影、広報原稿の作成・記事掲載	市民生活に影響が出ることも考えられる。	秘書広報課
教育部・社会福祉協議会との施設開放の可否についての協議及び施設の早期回復を目指す。	白岩放課後児童クラブ及び遊友クラブの開設ができず、市民生活に影響が出ることも考えられる。	教育部・社会福祉協議会
市税等の収納事務について、税務課と協議し早期の回復を目指す。	市財政に影響が出ることも考えられる。	税務課、福島県
所得税及び住民税の確定申告受付事務について、税務課と協議し早期の回復を目指す。	市財政に影響が出ることも考えられる。	税務課、福島県、二本松税務署
被害状況により税の証明書発行が見込まれることから、税務課と協議し、早期回復を目指す。	市民生活に影響が出ることも考えられる。	税務課
被害状況により各種届出の遅延が見込まれることから、税務課と協議し、早期回復を目指す。	市財政に影響が出ることも考えられる。	税務課
随時必要があれば、税務課と協議し対応する。	市民生活に影響が出ることも考えられる。	税務課
災害復旧工事に係る地権者等を調べる必要があることから、早期の回復を目指す。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	税務課
浪江町応急仮設住宅の被害状況確認及び浪江町との連絡調整を行う。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	建設課、浪江町(本宮出張所)
浪江町応急仮設住宅の被害状況確認及び浪江町及び福島県との連絡調整を行う。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	浪江町(本宮出張所)、福島県
繰替支弁金請求事務や必要に応じ緊急性のある事項について、事務処理及び連絡調整を行う。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	浪江町(本宮出張所)、福島県
戸籍届の受付、審査	証明書等の交付ができない。	市民課 法務局
住民異動届の受付、異動処理	証明書等の交付ができない。	市民課
印鑑登録	証明書等の交付ができない。	市民課
身分証明書の交付	証明書等の交付ができない。	市民課
埋葬、火葬の許可	埋葬、火葬ができない。	安達地方広域行政組合
国民年金の届出に関する事務	届出の事務に支障をきたす。	東北福島年金事務所
国民健康保険の届出に関する事務	届出及び給付の事務に支障をきたす。	市民課
後期高齢者医療の届出に関する事務	届出及び給付の事務に支障をきたす。	市民課
標識交付事務	原動機付自転車、小型特殊自転車の登録ができない。	税務課

No.	担当部	担当課	業務名	業務の概要	業務を開始する時期								
					1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内	
235	白沢総合支所	市民福祉課	自動車の臨時運行に関する事 こと。	自動車の臨時運行許可証の交付								○	
236	白沢総合支所	市民福祉課	税等の証明の受付、交付及び 公簿等の閲覧に関する事 こと。	税等の証明の受け付け、交付及び公簿等 の閲覧を行う。								○	
237	白沢総合支所	市民福祉課	水道の開閉栓等の受付に 関すること。	開閉栓届け等の受け付けを行う。								○	
238	白沢総合支所	市民福祉課	地区防災に関する事 こと。	防災無線機の維持管理及び戸別受信機 の貸出を行う。								○	
239	白沢総合支所	市民福祉課	地区交通安全に関する事 こと。	交通安全協会白沢地区各分会の連絡調整 及び交通安全パトロールを行う。								○	
240	白沢総合支所	市民福祉課	市民交通災害共済に関する 事こと。	市民交通災害共済の加入受け付け及び請 求受け付けを行う。								○	
241	白沢総合支所	市民福祉課	地区防犯に関する事 こと。	白沢地区の防犯協議会の連絡調整及び防 犯灯の維持管理を行う。									○
242	白沢総合支所	市民福祉課	狂犬病予防に関する事 こと。	飼い犬の登録事務及び狂犬病の予防注射 を行う。								○	
243	白沢総合支所	市民福祉課	消費者行政の連絡調整に 関すること。	市民相談の受け付けを行う。									○
244	白沢総合支所	市民福祉課	廃棄物の不法投棄等に 関すること。	パトロール業務及び不法投棄物の回収を 行う。								○	
245	白沢総合支所	市民福祉課	保健福祉に係る相談及び申 請書等の受付に関する事 こと。	各種相談及び受け付けを行う。									○
246	白沢総合支所	市民福祉課	生活保護に関する事 こと。	相談を受け付け及び診察依頼書の発行 を行う。								○	
247	白沢総合支所	市民福祉課	高齢者福祉、障がい者福祉、 母子福祉及び児童福祉に 関する申請及び受付に 関すること。	相談、受け付けを行う。								○	
248	白沢総合支所	市民福祉課	戦傷病者等の福祉に 関すること。	特別弔慰金の相談、受け付けを行う。									○
249	白沢総合支所	市民福祉課	児童手当に係る申請及び 受付に関する事 こと。	相談、受け付けを行う。								○	
250	白沢総合支所	市民福祉課	児童扶養手当及び特別 児童扶養手当に係る申 請及び受付に関する事 こと。	相談、受け付けを行う。								○	
251	白沢総合支所	市民福祉課	乳幼児医療費助成及び 子ども医療費助成に係 る申請及び受付に 関すること。	相談、受け付けを行う。								○	
252	白沢総合支所	市民福祉課	ひとり親家庭医療費の 申請及び受付に 関すること。	相談、受け付けを行う。								○	
253	白沢総合支所	市民福祉課	乳幼児医療費及び 子ども医療費の申 請及び受付に 関すること。	相談、受け付けを行う。								○	
254	白沢総合支所	市民福祉課	民生委員・児童委員 及び主任児童委員に 関すること。	相談、問い合わせ対応 を行う。	○								

1ヵ月以内に最低限、実施すべき業務等の内容	業務の再開が遅れた場合の影響	関係機関
臨時運行許可証の交付	車の車検、登録に支障をきたす。	運輸局
税証明の交付	税証明の交付ができない。	税務課
水道の開閉栓の受付	水道の開閉栓ができない。	上下水道課
個別受信機の貸出し。	市からの情報提供を受けられず、不安感を与える。	防災対策課
道路の危険箇所の収集	交通事故の発生が増加する可能性がある。(特に車両)	郡山北警察署本宮分庁舎、建設課(産業建設課)
見舞金請求の受付。	請求者への見舞金支給が遅れ、不便を生じせる。	福島県市民交通災害共済組合、防災対策課
修繕箇所の収集。	点灯が遅れ、周辺住民へ不安感を与える。	防災対策課
畜犬の登録届等の受付	法に基づき遅滞なく届け出なければならない。	獣医師会
相談者からの内容の聞き取り。	相談者の生活に不安を与えるおそれがある。	福島県消費生活センター、防災対策課
不法投棄物の調査、回収。	周辺地域での環境悪化	福島県、警察署、生活環境課
保健福祉に係る相談及び申請書等の受付	相談者などの生活及び身体に影響を及ぼすおそれがある。	
生活保護に係る相談を受け付け及び診察依頼書の発行	生活保護者の生活及び健康に影響を及ぼすおそれがある。	
高齢者福祉、障がい者福祉、母子福祉及び児童福祉に関する申請及び受付	対象者の生命、身体に影響を及ぼすおそれがある。	
特別弔慰金の相談、受け付け	戦傷病者家族の生活に影響を及ぼすおそれがある。	
手当の申請処理、諸届の受付を行う。	手当の支給が遅延することで、対象者に経済的な負担が発生する。	
各手当の申請処理、諸届の受付を行う。	各手当の支給が遅延することで、対象者に経済的な負担が発生する。	
各助成金の申請処理、諸届の受付を行う。	各助成金手当の支給が遅延することで、対象者に経済的な負担が発生する。	
各助成金の申請処理、諸届の受付を行う。	各助成金手当の支給が遅延することで、対象者に経済的な負担が発生する。	
各助成金の申請処理、諸届の受付を行う。	各助成金手当の支給が遅延することで、対象者に経済的な負担が発生する。	
避難生活等に係る相談援助を行うため、直ちに再開する必要がある。	必要な相談援助を受けられないことで、被災者等の生活に影響を及ぼすおそれがある。	社会福祉協議会

No.	担当部	担当課	業務名	業務の概要	業務を開始する時期									
					1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内		
255	白沢総合支所	市民福祉課	行旅病人及び行旅死亡人の連絡調整に関すること。	相談、連絡調整を行う。	○									
256	白沢総合支所	市民福祉課	その他の保健福祉及び本庁との連絡調整に関すること。	関係部署と連絡調整を行う。	○									
257	白沢総合支所	市民福祉課	罹災者の援護に関すること。	り災証明書の発行を行う。						○				
258	白沢総合支所	市民福祉課	日本赤十字社に関すること。	救援物資、義援金の配布を行う。	○									
259	白沢総合支所	産業建設課	農業委員会との連絡調整に関すること。	農振除外や農用地利用調整等に係る農業委員会との連絡調整										○
260	白沢総合支所	産業建設課	水田農業振興対策に関すること。	経営所得安定対策の推進、農地保全に寄与する事業の推進										○
261	白沢総合支所	産業建設課	畜産業の振興に関すること。	畜産業者に対する各種支援						○				
262	白沢総合支所	産業建設課	土地改良組合等との連絡調整に関すること。	土地改良区等関係機関の健全な運営に係る支援		○								
263	白沢総合支所	産業建設課	農業水利(ため池等を含む。)に関すること。	水利関係機関との連絡調整		○								
264	白沢総合支所	産業建設課	農林水産施設(農道及び林道を含む。)の整備、維持管理及び災害復旧に関すること。	農林業施設整備事業の計画策定及び推進及び天災による農林業施設災害の復旧を図る。	○									
265	白沢総合支所	産業建設課	伐採届け及び小規模林地開発に関すること。	森林法に基づく届出の対応										○
266	白沢総合支所	産業建設課	道路、水路、橋りょう及び河川の新設、改良等に関すること。	道水路の新設工事、改良工事事務										○
267	白沢総合支所	産業建設課	道路、水路、橋りょう及び河川の防災対策及び災害復旧に関すること。	道水路等の危険箇所の防災対策及び災害時の被災箇所の把握、復旧(仮復旧)工事事務	○									
268	白沢総合支所	産業建設課	道路、水路、橋りょう及び河川の管理及び維持修繕に関すること。	道水路等の維持管理に係る各業務委託及び施設の修繕事務										○
269	白沢総合支所	産業建設課	除雪に関すること。	除雪業務の委託及び実施事務	○									
270	放射能除染・モニタリングセンター	放射能対策課	除染の計画及び実施に関すること。	除染実施計画を策定・変更することにより、市内の除染作業を行う。										○
271	放射能除染・モニタリングセンター	放射能対策課	除染関係機関との連絡調整に関すること。	環境再生事務所及び県除染対策課等と除染に関する情報交換及び連絡調整事務										○
272	放射能除染・モニタリングセンター	放射能対策課	他の部課等の所管に属さない放射能対策に関すること。	放射能関連情報収集事務	○									
273	放射能除染・モニタリングセンター	放射能対策課	農産物等の放射性物質関係情報の収集及び広報に関すること。	自家用農作物を安心安全に生産消費して頂くための、情報収集及び広報啓蒙業務									○	
274	放射能除染・モニタリングセンター	放射能対策課	農産物等の放射性物質対策関係機関との連絡調整に関すること。	県除染対策課及び消費生活課等との情報交換及び連絡調整事務									○	

1ヵ月以内に最低限、実施すべき業務等の内容	業務の再開が遅れた場合の影響	関係機関
行旅病人及び行旅死亡人の連絡調整	行旅病人の帰来に影響を及ぼす危険がある。	
連絡調整業務	被災者等の一体的支援ができなくなる。	
被害の個別調査をもとに、り災者台帳を整備し、申請があった都度証明書を発行する。	被災者が各種支援措置を受ける際に根拠となるものがなくなる。	
日赤からの緊急物資及び緊急性の高い重要文書の取受を行う。	必要な援助を受けられず、避難者等の健康状態に影響を及ぼすおそれがある。	日本赤十字社
各種許認可業務	許認可等に関わる業務は申請者の不利益に関わる可能性があるため必要に応じた対応が必要。	農業委員会、福島県
国より時期に応じて取組み集約や実績等を国から求められることから、一概に休止期間を決められない。	期限を厳守しないと交付金取消し等の生産者の不利益が生じる。	福島県、東北農政局、JA
家畜の生命に直接的に関わるもの、周辺地域の衛生保持に寄与する事業。	生産者の資産喪失、家畜糞尿等による周辺地域の環境悪化。	福島県、JA、福島県酪農組合
被害拡大防止に係る連絡及び協力依頼等	災害応急対策に影響があることが考えられる。	土地改良区、水利組合
被害拡大防止に係る連絡及び協力依頼等	災害応急対策に影響があることが考えられる。	土地改良区、水利組合
被災状況調査、災害査定準備	災害応急対策に影響があることが考えられる。	福島県
各種許認可業務	許認可等に関わる業務は申請者の不利益に関わる可能性があるため必要に応じた対応が必要。	福島県
道水路の新設工事、改良工事事務	当年度に予定している工事等の遅れ	
災害時の被災箇所把握、復旧(仮復旧)工事事務	被災後の道路等の復旧に遅れが出る	
道水路等の維持管理に係る各業務委託及び施設の修繕事務	修繕等が遅れると利用関係者に影響(通行時の安全や適切な排水路の確保等)する	
除雪業務の委託及び実施事務	大雪で除雪が遅れると、市民の生活に影響する	
市内外の状況を把握し、市として早期対応が必要であるため、除染計画の策定・変更は急務である。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	国、福島県
市内外の状況を把握し、市として早期対応が必要であるため、国・県等の連絡調整は急務である。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	国、福島県
市内外の状況を把握し、市として早期対応が必要であるため、国・県等の連絡調整は急務である。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	国、福島県
市民の生命や生活に影響を及ぼす案件であるため、早期の情報提供は重要である。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	国、福島県
市民の生命や生活に影響を及ぼす案件であるため、早期の情報提供は重要である。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	国、福島県

No.	担当部	担当課	業務名	業務の概要	業務を開始する時期									
					1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内		
275	教育部	教育総務課	教育委員会の委員及び教育長の秘書事務に関すること。	教育委員及び教育長の会議・日程等の連絡調整業務	○									
276	教育部	教育総務課	教育委員会の会議事務に関すること。	会議日程の調整、会議室の準備、資料作成、会議録作成等の業務										○
277	教育部	教育総務課	教育委員会所管の予算、決算及び経理に関すること。	教育委員会所管の予算要求・予算管理、決算等に関する業務										○
278	教育部	教育総務課	広報広聴に関すること。	教育委員会所管の広報広聴業務										○
279	教育部	教育総務課	公印の管理に関すること。	教育委員会所管の公印管理業務	○									
280	教育部	教育総務課	県及び他市町村教育委員会並びに事務局各係相互間の連絡調整に関すること。	県教育委員会及び他市町村教育委員会の事務局の連絡調整業務							○			
281	教育部	教育総務課	教職員の免許申請に関すること。	教職員の免許申請事務										○
282	教育部	教育総務課	教育施設等の営繕に関すること。	教育施設等に係る営繕業務	○									
283	教育部	幼保学校課	児童生徒の就学に関すること。	入学・転校手続き 指定校変更申請 区域外就学申請受付・承認業務										○
284	教育部	幼保学校課	教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。	学習指導要領に沿った教育課程の実施										○
285	教育部	幼保学校課	教科書の採択及び準教科書の承認並びに教科用図書の無償給与に関すること。	採択教科書の決定 教科書の購入										○
286	教育部	幼保学校課	児童生徒に対する就学援助に関すること。	要保護・準要保護者等の就学援助費の支給										○
287	教育部	幼保学校課	特別支援教育に関すること。	支援員の配置										○
288	教育部	幼保学校課	学校給食に関すること。	自校給食校の調理員配置、衛生管理、給食提供。調理機械の管理。						○				
289	教育部	幼保学校課	学校その他教育機関の経理事務の指導に関すること。	各種支出書類の作成 支払業務									○	
290	教育部	幼保学校課	その他学校教育に関すること。	児童生徒の安全に関する業務	○									
291	教育部	幼保学校課	子ども・子育て支援制度に関すること。	保育所及び幼稚園、放課後児童保育全般	○									
292	教育部	幼保学校課	幼稚園の就園及び就園奨励に関すること。	幼稚園の入退園承諾、授業料等の算定、預かり保育の申込・解除の承諾、納入通知書の発布、就園奨励費補助金額の算定・交付							○			
293	教育部	幼保学校課	教育課程、学習指導等に関すること。	教育課程、学習指導等に関する業務							○			
294	教育部	幼保学校課	保育所の入退所に関すること。	保育所及び幼稚園入退所業務										○

1ヵ月以内に最低限、実施すべき業務等の内容	業務の再開が遅れた場合の影響	関係機関
教育長及び教育委員と教育委員会事務局で今後の対応等を協議し、各学校・施設等との連絡調整・指示等を行う。	教育委員会所管施設等の災害応急対策に影響があることが考えられる。	
臨時教育委員会を開催し、今後の対応等を協議する。	教育委員会所管施設等の災害応急対策に影響があることが考えられる。	
教育委員会所管施設等の災害対応に必要な予算要求等を行う。	教育委員会所管施設等の災害応急対策に影響があることが考えられる。	
教育関係機関・関係者等へ教育委員会所管施設等の災害応急対策の連絡・周知を行う。	教育委員会所管施設等の災害応急対策に影響があることが考えられる。	
教育委員会所管の公印の所在確認と安全確保を行う。	今後の教育委員会所管事務等に大きな影響がある。	
県教育委員会及び他市町村教育委員会の事務局の連絡調整を行う。	他市町村との対応に格差が生じ可能性がある。	
教職員の免許申請を行う。	免許が失効し、学校教育に支障が出る可能性がある。	福島県教育委員会
災害発生時には施設内を点検し、異常がないか確認し、異常があった際は、早急な対応を行う。	施設等の災害応急対策に影響があることが考えられ、指定避難所の確保が困難になる。	市災害対策本部
各種就学事務手続き	入学、転校の遅延	各学校、児童生徒
年度末における進路選択(高校受験、就職等)に関する業務	高校受験、就職活動の停滞	県、国、各学校、児童生徒保護者
教科書認定、支給の遅れ	授業停滞	県、国、各学校、教科用図取扱い書店
審査／支給決定／支給事務	就学援助費支援認定、支給の遅れ	県、国、各学校、児童生徒保護者
特別支援教育の実施	該当児童生徒へのサポート停滞	各学校、被雇用者、審査会委員、該当児童生徒
給食提供及び調理設備の状況確認	給食提供の停滞	各学校、児童生徒、被雇用者、業者
支払業務	支払遅延	業者、各学校
児童生徒の安全確認	安全、安否確認不足	児童生徒、保護者、学校、県、国
園児等の安全確認。 通常業務で使用するシステム確認。	システムダウンによる管理不能	保護者、入所児童
入退園承諾及び預かり保育申込・解除の承諾	入園の遅れ	各幼稚園
学校教育法に基づく教育課程、学習指導体制を整える。	学習の遅れ	国、県、各学校
入所判定。 通常業務で使用するシステム確認。	入所の遅れ	

No.	担当部	担当課	業務名	業務の概要	業務を開始する時期								
					1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内	
295	教育部	幼保学校課	幼稚園、保育所及び児童館の管理運営に関すること。	保育所及び幼稚園、放課後児童保育全般	○								
296	教育部	幼保学校課	放課後児童健全育成に関すること。	入退所承諾、保育料の算定、納入通知書の発布、補助金の申請						○			
297	教育部	幼保学校課	通園通学支援に関すること。	通園通学支援バス運行	○								
298	教育部	生涯学習センター	社会教育施設の管理及び整備計画に関すること。	市民の生涯学習を推進するため、社会教育施設の管理及び整備計画を行う。					○				
299	教育部	生涯学習センター	文化財、史跡名勝及び天然記念物に関すること。	文化財保護法、本宮市文化財保護条例などに基づき、歴史的価値の高い文化財についての管理、調査、公開、愛護思想の普及啓発、保存修理のための事業を行う。						○			
300	教育部	生涯学習センター	社会体育施設の管理及び整備計画に関すること。	市民の生涯スポーツを推進するため、社会体育施設の管理及び整備計画を行う。					○				
301	農業委員会	農業委員会事務局	農業委員の安否確認に関すること。	農業委員の安否、被災状況確認。			○						
302	農業委員会	農業委員会事務局	農地利用最適化推進委員の安否確認に関すること。	農地利用最適化推進委員の安否、被災状況確認。			○						
303	農業委員会	農業委員会事務局	委員会の運営及び会議に関すること。	公告、議案作成、通知発送、口述書作成、帳簿作成事務									○
304	農業委員会	農業委員会事務局	委員会書記と議事録調製に関すること。	総会書記、議事録調製事務									○
305	農業委員会	農業委員会事務局	関係機関との連絡調整に関すること。	関係機関との連絡調整事務									○
306	農業委員会	農業委員会事務局	意見・諮問・答申に関すること。	諮問受理、調査、総会審議、答申、意見書案の検討、総会審議、意見書提出事務									○
307	農業委員会	農業委員会事務局	農業者年金の事務に関すること。	制度普及、加入推進、申請の受理・送付、現況届出の受理・送付、相談事務								○	
308	農業委員会	農業委員会事務局	農業委員会補助金等交付申請に関すること。	補助申請、実績報告事務									○
309	農業委員会	農業委員会事務局	農地等の生前一括贈与による贈与税及び相続税に関すること。	証明書の発行、税務署・振興局へ送付事務									○
310	農業委員会	農業委員会事務局	事務局内の庶務と財務に関すること。	各種通知、各種調査報告、予算・補正・決算事務									○
311	農業委員会	農業委員会事務局	農地の権利移動に関すること。	申請書受理、審査、総会審議、許可通知事務									○
312	農業委員会	農業委員会事務局	農地等の転用及び農地等の転用目的での権利移動に関すること。	申請書受理、審査、農地転用調査委員会、庁内連絡会議、総会審議、県知事進達、許可通知事務									○
313	農業委員会	農業委員会事務局	農地等の賃貸借の解約等に関すること。	通知書受理、総会報告、帳簿処理事務									○
314	農業委員会	農業委員会事務局	農地等の競売及び公売に関すること。	適格者申請の受理、総会審議、証明書交付事務									○

1ヵ月以内に最低限、実施すべき業務等の内容	業務の再開が遅れた場合の影響	関係機関
児童の安全確認。 通常業務で使用するシステム確認。	安全、安否確認不足	
入退所承諾業務	入所の遅れ	各放課後児童クラブ
運行コース状況の確認と、運行時は児童生徒の安全確認を行う。	安全、安否確認不足	児童生徒保護者、業者、各学校
社会教育施設については、避難所に指定されている施設があるため、早急な施設点検を行う。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	各課、東北電力
市内各所に指定されている重要文化財などの破損状況について、現地確認や情報提供の収集を行う。	修復作業等に遅れが出るとともに、貴重な市の財産を滅失させてしまうおそれがある。	福島県
社会体育施設については、避難所に指定されている施設があるため、早急な施設点検を行う。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	各課、東北電力
農業委員の安否を確認し、被災状況の確認を行う。	農業委員会運営に支障がある。	
農地利用最適化推進委員の安否を確認し、被災状況の確認を行う。	農業委員会運営に支障がある。	
公告、議案作成、通知発送、口述書作成事務	農業委員会総会の開催に影響があることが考えられる。	
総会書記事務	農業委員会総会の開催に影響があることが考えられる。	
関係機関との連絡調整事務	関係機関との連絡調整に影響があることが考えられる。	福島県(東北農林事務所) 福島県農業会議
意見書案の検討、総会審議、意見書提出事務 諮問受理、調査、総会審議、答申事務	意見・諮問に対する審議・答申に影響があることが考えられる。	
申請の受理・送付、現況届出の受理・送付事務	農業者年金の給付等に影響があることが考えられる。	農業者年金基金 福島県農業会議
補助申請、実績報告事務	補助金等の交付に影響があることが考えられる。	福島県(東北農林事務所)
証明書の発行、税務署・振興局へ送付事務	贈与税及び相続税の納付猶予申請に影響があることが考えられる。	福島県(東北地方振興局) 二本松税務署
各種通知、各種調査報告、予算事務	各種通知、各種調査報告、予算の執行に影響があることが考えられる。	
申請書受理、審査、総会審議、許可通知事務	農地法第3条申請の審議、許可事務に影響があることが考えられる。	福島県地方務局
申請書受理、審査、農地転用調査委員会、庁内連絡会議、総会審議、県知事連達、許可通知事務	農地法第4条・第5条申請の審議、許可事務に影響があることが考えられる。	福島県(東北農林事務所) 福島県地方務局、各課
通知書受理、総会報告事務	農業委員会総会の開催に影響があることが考えられる。	
適格者申請の受理、総会審議、証明書交付事務	適格者証明書の交付事務に影響があることが考えられる。	福島県地方裁判所

No.	担当部	担当課	業務名	業務の概要	業務を開始する時期								
					1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内	
315	農業委員会	農業委員会事務局	農地等の各種証明に関すること。	申請書の受理、証明書発行、簿冊の整理							○		
316	農業委員会	農業委員会事務局	土地改良法(昭和24年法律第195号)に関すること。	申請書の受理、総会審議、意見書等答申事務									○
317	監査委員	監査委員事務局	公印の保管に関すること。	公印の適切な管理								○	
318	監査委員	監査委員事務局	文書物件の收受、発送及び保管に関すること。	文書物件の收受、発送及び保管							○		
319	監査委員	監査委員事務局	職員の服務及び規律に関すること。	職員の服務及び規律に関すること	○								
320	監査委員	監査委員事務局	監査、検査及び審査の計画実施及び結果の報告に関すること。	監査、検査及び審査の計画実施及び結果の報告									○
321	監査委員	監査委員事務局	監査に必要な資料の収集に関すること。	監査に必要な資料の収集									○
322	監査委員	監査委員事務局	その他監査委員に関すること。	監査委員との連絡調整								○	
323	議会事務局	議会事務局	議員の安否確認に関すること。	議員の安否、被災状況確認。	○								
324	議会事務局	議会事務局	議員との連絡調整に関すること。	議員との連絡体制の整備。	○								
325	議会事務局	議会事務局	文書物件の收受発送保管に関すること	各種郵便物の收受、係への配布。外部への発送。								○	
326	議会事務局	議会事務局	議員の報酬・費用弁償・その他給付に関すること	議員の毎月の報酬支払。期末手当の支払。費用弁償、その他給付の支払。									○
327	議会事務局	議会事務局	議会費の予算・決算・経理に関すること	予算編成、決算書作成、議会費の管理。支出伝票等作成。									○
328	議会事務局	議会事務局	会議の通知に関すること	会議招集通知の発送。通常1週間前発送。									○
329	議会事務局	議会事務局	市議会及び安達広域議長会に関すること	市議会議長会及び安達地方市町村議会議長会の会議、研修等に関する連絡調整。									○
330	議会事務局	議会事務局	車両の管理に関すること	車両の管理。	○								
331	議会事務局	議会事務局	議員の公務災害に関すること	議員が公務災害となった場合の対応。							○		
332	議会事務局	議会事務局	議長の秘書事務に関すること	議長の日程調整と送迎。	○								
333	議会事務局	議会事務局	議事日程及び諸報告の作成に関すること	日程案、諸報告資料作成。									○
334	議会事務局	議会事務局	議会の本会議・委員会・全員協議会に関すること	会議資料作成。									○

1ヵ月以内に最低限、実施すべき業務等の内容	業務の再開が遅れた場合の影響	関係機関
申請書の受理、証明書の発行事務	各種証明書の発行に影響があることが考えられる。	
申請書の受理、総会審議、意見書等答申事務	土地改良区事業の実施に影響があることが考えられる。	各土地改良区
災害時であっても、公印押印が必要な文書があり、早急に対応しなければならない。(総務課)	例月現金出納検査や定期監査等の結果通知、決算審査意見書に支障が出る。	市長、議長、教育長、選管委員長、農業委員会会長
外部との重要な通信手段であり、緊急性の高い重要文書の收受・発送も発災直後から見込まれる。(総務課)	全国、東北、福島県都市監査委員会等の指示、伝達等が滞る。また、本市の意思の伝達機能も低下する。	全国都市監査委員会、東北都市監査委員会、福島県都市監査委員会、県内各市
緊急時の職員の勤務管理を行う。(総務課)	災害応急対策に影響がある。(総務課)	各課
定期監査(10月下旬～11月上旬)、随時監査(6月、9月、2月)、財政援助団体等監査(12月中旬)、例月現金出納検査(毎月25日)、決算審査(7月下旬～8月上旬)	決算審査は、審査に付されてから40日以内に意見を付して市長に報告しなければならない。	各課
検査、監査、審査の資料収集を行う。	検査、監査、審査に支障が出る。	各課
検査、監査、審査の日程調整を行う。	検査、監査、審査に支障が出る。	監査委員
議員の安否を確認し、被災状況の確認を行う。	議会運営に支障がある。	
通信の途絶など影響がある中で、議員との連絡体制を整える。	議会運営に支障がある。	
各種郵便物の收受、係への配布。外部への発送。	外部との連絡が途絶えたことによる、影響があることが考えられる。	
議員の毎月の報酬支払。期末手当の支払。費用弁償、その他給付の支払。	条例に違反する。	
リース料等の支払。	支払遅延防止法に違反するため。	
会議招集通知の発送。	議会運営に支障がある。	
他市議会の対応等の調査。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	
急な出勤に備えて車両の点検を実施する。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	
議員が公務災害となった場合の対応。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	
議長へ連絡し、指示を受ける。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	
日程案、諸報告資料作成。	議会運営に支障がある。	
会議資料作成。	議会運営に支障がある。	

No.	担当部	担当課	業務名	業務の概要	業務を開始する時期									
					1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内		
335	議会事務局	議会事務局	議会運営委員会に関すること	会議資料作成。										○
336	議会事務局	議会事務局	正副議長・委員長会議に関すること	会議資料作成。				○						
337	議会事務局	議会事務局	議長の口述に関すること	議長の口述書作成。										○
338	議会事務局	議会事務局	議案・請願・陳情・意見書に関すること	議案・請願・陳情・意見書に関する資料収集および会議資料作成等。										○
339	議会事務局	議会事務局	議場等の管理・取締りに関すること	議場等の管理および取締り。										○
340	議会事務局	議会事務局	議決事項の処理に関すること	議決事項の処理。法により議決3日以内に市長へ送付。										○
341	議会事務局	議会事務局	審議及び議事等の資料収集に関すること	審議及び議事等の資料収集。										○
計					60	14	5	4	26	57	62	113		

1ヵ月以内に最低限、実施すべき業務等の内容	業務の再開が遅れた場合の影響	関係機関
会議資料作成。	議会運営に支障がある。	
会議資料作成。	議会運営に支障がある。	
議長の口述書作成。	議会運営に支障がある。	
議案・請願・陳情・意見書に関する資料収集および会議資料作成等。	議会運営に支障がある。	
本会議・委員会等の開催に備え、議事堂の復旧または代替え施設の確保。	議会運営に支障がある。	
議決事項の処理。法により議決3日以内に市長へ送付。	災害応急対策に影響があることが考えられる。	
審議及び議事等の資料収集。	議会運営に支障がある。	